

### **第3章 次世代育成支援対策の具体的な展開**



## 総合体系図

### 目標1

地域で安心して子育てができる新たなしくみづくり

- (1) 子育てに関する相談・支援体制の充実
- (2) 地域における子育て支援サービスの充実
- (3) 安心できる母子・小児医療体制の整備
- (4) 健やかな子どもの育成

### 目標2

仕事と家庭生活との  
両立の実現

- (1) 仕事と子育てとが両立できる職場づくりの推進
- (2) 都市型保育サービスの充実

### 目標3

次代を担う子どもたちが  
たくましく成長し  
自立する基盤づくり

- (1) 子どもの生きる力を育成する教育環境の整備  
ア 幼児教育の充実  
イ 確かな学力の向上と信頼される学校づくり  
ウ 豊かな心と健やかな体の育成  
エ 家庭や地域の教育力の向上
- (2) 次代を担う人づくりの推進

### 目標4

特別な支援を必要とする  
子どもや家庭の自立を  
促進する基盤づくり

- (1) 児童虐待防止対策の推進
- (2) 社会的養護を必要とする子どもへの自立支援  
対策の強化
- (3) ひとり親家庭の自立の推進
- (4) 障害児施策の充実

### 目標5

子どもの安全と安心を  
確保し、子育てを支援  
する環境づくり

- (1) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- (2) 子どもの交通安全を確保するための取組の推進
- (3) 良質な住宅と居住環境の確保
- (4) 安心して外出できる環境の整備

## 目標 1 地域で安心して子育てできる

### 新たなしくみづくり

#### 取組の方向

第2章「東京の子どもと家庭をめぐる状況」でみたとおり、家庭や地域の子育て力が低下する一方で、子どもと家庭に係わる問題は多様化しています。

子どもを持つすべての家庭が地域で安心して子育てができ、子どもたちが健やかに育つよう、様々なしくみを整えていきます。

#### (相談・支援体制の充実)

子ども家庭支援センターや児童相談所、保健所・保健センター等が連携し、身近な地域での支援から専門的・広域的な支援まで、総合的な子育て支援体制を整えます。

医療機関や区市町村の保健所・保健センターが、乳幼児健診など様々な機会を捉えて、虐待をはじめ支援の必要な家庭を把握するなど、福祉・保健・医療の関係機関が連携して、子育て家庭を支援する体制を整えます。

慢性疾患にかかっている子どもとその親に対し、同様の経験を持つ親等が不安や悩みについて助言・相談を行うなどの体制を充実し、病気を抱えながら成長する子どもや親の日常生活を支援します。

#### (子育て支援サービスの充実)

親の病気、不意の用事、育児疲れなど一時的に子育てができない場合を含め、すべての子育て家庭が必要に応じて利用できるよう、一時保育、ショートステイなどの子ども家庭在宅サービスの充実を図ります。

子育てひろばなど、親と子がともに集い、子育ての悩みを話し合ったり、気軽に相談できる場が身近にあり、いつでも利用することができる環境を整えます。

#### (小児・母子医療体制の整備)

妊娠や出産、子育ての期間を通じて、いつでも安心して適切な医療サービスを受けられるよう、「365日24時間の安心」のための医療提供体制を整備します。

出産や子育てに関する知識や経験の少ない親の不安を軽減するため、子どもの病気やケガへの対処の仕方、健康に関するアドバイス、身近な医療機関の案内などの情報を、インターネット等を活用して分かりやすく提供していきます。

#### (健やかな子どもの育成)

地域における子どもたちの安全な遊び場所・居場所を確保するとともに、子どもの創造性をはぐくむために、様々な方策について検討していきます。

ひきこもり、不登校など思春期の心の問題をはじめ、いじめ、非行、薬物乱用や性感染症等の問題などに対応するために、教育、福祉、保健、警察などの関係期間相互の連携・強力体制を強化し、地域全体で子どもたちの健全育成に取り組みます。

# 施策の体系

(新) 17年度新規事業

## (1) 子育てに関する 相談・支援体制の 充実

- 子ども家庭支援センター事業
- 先駆型子ども家庭支援センター事業
- 新 子ども家庭総合センター（仮称）の整備
- 子育てひろば事業
- 4152（よいこに）電話
- 電話相談「母と子の健康相談室」（小児救急相談）
- 生涯を通じた女性の健康支援事業
- 新 病気の子どもをもつ親への支援
- 「病気の子どもピアカウンセリング事業」
- 食を通じた子どもの健全育成
- 母子保健研修
- 市町村地域保健サービス推進事業
- 新 要支援家庭の早期発見・予防事業

## (2) 地域における 子育て支援サービスの 充実

- 子育てひろば事業（再掲）
- 子ども家庭在宅サービス
- ・ショートステイ ・トワイライトステイ等
- ・一時保育・特定保育 ・訪問型一時保育
- 新 育児支援ヘルパー事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 新 次世代育成支援緊急対策総合補助
- 心の東京塾

## (3) 安心できる 小児・母子 医療体制の整備

- 電話相談「母と子の健康相談室」（小児救急相談）（再掲）
- TOKYO 子育て情報サービス
- 東京都こども医療ガイド
- 東京都医療機関案内サービス「ひまわり」
- 小児救急医療体制の充実
- 新 小児三次救急医療ネットワークの構築
- 周産期医療対策事業
- 小児総合医療センター（仮称）の整備
- 小児科医師確保対策
- 不妊治療費助成事業
- 各種医療費助成制度

## (4) 健やかな 子どもの育成

- 新 次世代育成支援緊急対策総合補助（再掲）
- 児童館整備費補助
- スクールカウンセラーの配置
- アドバイザースタッフ派遣事業
- トライ＆チャレンジふれあい月間の実施
- 東京都教育相談センターのいじめ相談
- 生活指導担当指導主事連絡会
- 新 児童相談所における非行児童の立ち直り支援
- スクールサポーター制度
- 「性教育の手引」の作成・配布
- 「学校における性教育の指導」（教員研修用リーフレット）の作成・配布
- エイズ理解・予防に関する児童・生徒用パンフレットの作成・配布
- エイズ・性感染症の予防啓発、相談、検査の実施
- 未成年者の喫煙防止対策
- 薬物乱用防止対策
- 生涯を通じた女性の健康支援事業（再掲）
- 思春期に係る相談、研修の実施

## 重点的取組 1 地域の相談・支援体制の充実

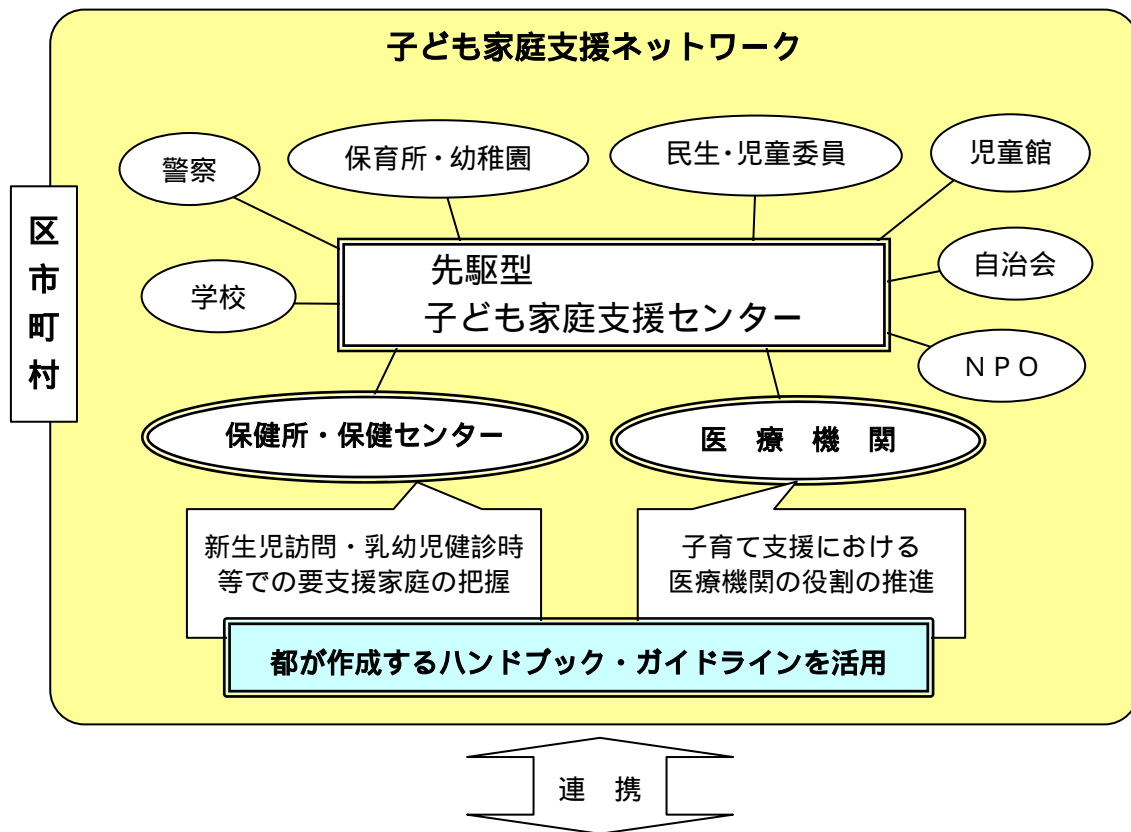
子ども家庭支援センター、保健所・保健センター、病院など、福祉・保健・医療の関係機関が密接に連携して、支援の必要な家庭をサポートします。

従来の子ども家庭支援センターの機能に、支援が必要な家庭に家庭訪問を行う機能などを加えた先駆型子ども家庭支援センターを整備し、地域の子育て支援体制を充実します。

母子保健事業を実施する保健所・保健センターや医療機関で把握した要支援家庭を、区市町村の子ども家庭支援ネットワークにつなげるためのしくみをつくります。

専門的・広域的な支援を行う拠点として、子ども家庭総合センター（仮称）を設置し、区市町村の子ども家庭支援ネットワークをバックアップします。

### 【相談支援体制】



東京都

子ども家庭総合センター（仮称）  
子どもや家庭を専門的、広域的に  
支援する拠点として整備します。

児童相談所  
区市町村と連携して、子どもと家  
庭を支援します。

## 重点的取組 2 小児・母子医療体制の充実

「365日24時間の安心」の実現に向けて、大都市東京にふさわしい小児・母子医療体制の整備を進めます。

子どもの病気やケガへの対処の仕方、健康上のアドバイスなどの情報を電話、ファックス、インターネットを活用して提供します。

また、軽症の救急患者に対応する小児初期救急、入院を要する患者に対応する二次救急医療体制の拡充を図るとともに、重篤な小児の救急患者に対応する三次救急医療ネットワークづくりを進めていきます。

核家族化、少子化の進展  
共働き世帯の増加  
子育てに関する知識や経験の不足  
子育て不安の増大



初期救急医療体制の整備が不十分

二次救急医療機関へ患者が集中  
(患者の9割以上は入院を必要としない)

### 小児医療ネットワークシステムの構築

#### 相談・情報提供の充実

電話相談「母と子の健康相談室」  
(小児救急相談)

東京都こども医療ガイド  
インターネットによる提供

TOKYO子育て情報サービス  
ファクシミリによる提供

医療機関案内サービス「ひまわり」  
電話とインターネットによる提供

#### 周産期医療体制の充実

#### 小児科医師の確保

#### 救急医療体制の整備

##### 初期救急

平日準夜間診療を18年度までに都内  
全域で実施

##### 二次救急

小児科医が常時対応する休日・全夜間診  
療体制を地域バランスに配慮し整備

##### 三次救急

重篤な小児の救急患者に迅速な対応が  
できるようにネットワークづくりを推進

東京における小児医療の拠点として、  
小児総合医療センター(仮称)を21年度末開設

## 目標 1 の事業一覧

(新)は 17 年度新規事業

### (1) 子育てに関する相談・支援体制の充実

#### 相談体制と子育て支援ネットワークの強化

1	子ども家庭支援センター事業	【実施主体: 区市町村】	福祉保健局
<p>地域の子どもと家庭を支援するため、区市町村における第一義的な相談窓口、在宅サービスの提供・調整機関、関係機関や団体のコーディネート機関として、子育て支援ネットワークの核となる子ども家庭支援センターを全区市町村に設置します。</p> <p>16年度末 44 区市町村 (51 か所) 事業目標 62 区市町村 18 年度までに全区市町村に設置</p>			
2	先駆型子ども家庭支援センター事業	【実施主体: 区市町村】	福祉保健局
<p>地域における児童虐待防止の取組を一層推進するため、従来型の子ども家庭支援センターから、児童虐待の予防・見守りの機能を加えた先駆型子ども家庭支援センターへの転換を促進します。</p> <p>16年度末 8 区市 (子ども家庭支援センターの内数) 事業目標 49 区市 19 年度までに全区市を先駆型とする。</p>			
3	(新)子ども家庭総合センター(仮称)の整備		福祉保健局
<p>総合的な子育て支援体制の確立に向け、福祉・保健・教育などが連携し、子どもと家庭を総合的・専門的に支援する拠点として、子ども家庭総合センター(仮称)を設置します。</p> <p>16年度末 - 事業目標(21年度) 開設</p>			
4	子育てひろば事業	【実施主体: 区市町村】	福祉保健局
<p>地域で孤立しがちな、在宅で子育てをしている家庭を支援するため、身近な地域において子育て相談や子育てサークルの支援を行い、親子のつどいの場となる子育てひろばの設置を促進します。</p> <p>16年度末 373 か所 事業目標(21年度) 631 か所</p>			
5	4152(よいこに)電話		福祉保健局
<p>土・日・祝日(年末年始を除く)を含め、毎日、電話相談を行うとともに、聴覚言語障害者向けには、FAX 相談を実施し、多様な児童相談ニーズに応えます。</p>			

#### 母子の健康支援の充実

6	電話相談「母と子の健康相談室」(小児救急相談)		福祉保健局
<p>妊娠中の生活や育児など母子の健康相談や子どもの急病等に関する電話相談を、保健師、助産師、必要に応じて小児科医師が実施し、親の不安の軽減を図ります。</p>			



7	生涯を通じた女性の健康支援事業	福祉保健局
<p>思春期から更年期にいたる女性を対象に、健康や不妊に関する電話相談（東京都女性のための健康ホットライン、不妊ホットライン）を実施し、女性特有の健康不安の軽減を図ります。</p>		
8	(新)病気の子どもをもつ親への支援 「病気の子どもピアカウンセリング事業」	福祉保健局
<p>小児慢性疾患児等を養育している親等に対し、個別相談や集団指導に加え、同じような経験を持つ親等による相談を実施し、日常生活を送る上での不安や悩みの軽減を図ります。</p>		
9	食を通じた子どもの健全育成	教育庁 福祉保健局
<p>子どもたちが、食に関する適切な判断力を養い、健全な食生活を身に付けられるよう、次の取組を推進します。</p> <p>「食に関する指導資料集」を活用し、児童・生徒に適切な指導を行います（教育庁）。</p> <p>（新）幼児期からの健康習慣調査を実施し、子どもの健康習慣の問題点や対応策に対するニーズを把握し、調査結果に基づき、食を通じた子どもの健全育成のため区市町村や関係者の支援体制の充実に努めます（福祉保健局）。</p> <p>「東京都健康推進プラン21（栄養・食生活分野）推進連絡会議」を開催し、区市町村や保健所における食を通じた子どもの健全育成のための推進方策の検討や情報交換等を行い、各自治体の取組を支援します（福祉保健局）。</p>		
10	母子保健研修	福祉保健局
<p>区市町村、保健所職員等を対象として、専門研修を実施し、地域における母子保健水準の維持・向上を図ります。</p>		
11	市町村地域保健サービス推進事業	【実施主体: 市町村】 福祉保健局
<p>身近な地域保健サービスの実施主体である市町村が地域の実情に合わせて行う自主的、主体的な取組を支援し、都民が健康で安全に暮らせるまちづくりを推進します。</p>		

### 福祉・保健・医療の一体的な支援の推進

12	(新)要支援家庭の早期発見・予防事業	福祉保健局
<p>乳幼児健診など母子保健事業を通じ、保健所・保健センターや医療機関が、支援の必要な家庭を早期に発見し、区市町村の子育て支援ネットワークにつなげるしくみをつくるため、ガイドライン及びハンドブックを作成し広く関係機関に周知を図ります。</p> <p>16年度末 事業目標（21年度） 全区市町村において子育て支援のネットワークにつなげる体制の整備</p>		

## (2) 地域における子育て支援サービスの充実

### 子育て支援サービスの整備促進

再掲	子育てひろば事業	【実施主体: 区市町村】	福祉保健局																
* 5 6 ページ参照																			
13	子ども家庭在宅サービス	【実施主体: 区市町村】	福祉保健局																
<p>子育て家庭が、ショートステイ、トワイライトステイ、一時保育などのサービスを、必要に応じて利用することができるよう、整備に取り組む区市町村を支援します。</p> <p>16年度末</p> <table border="0"> <tr> <td>ショートステイ</td> <td>27 区市</td> </tr> <tr> <td>一時保育・特定保育</td> <td>41 区市町</td> </tr> <tr> <td>トワイライトステイ等</td> <td>12 区市</td> </tr> <tr> <td>訪問型一時保育</td> <td>3 区</td> </tr> </table> <p>事業目標（21年度）</p> <table border="0"> <tr> <td>ショートステイ</td> <td>62 区市町村</td> </tr> <tr> <td>一時保育・特定保育</td> <td>62 区市町村</td> </tr> <tr> <td>トワイライトステイ等</td> <td>49 区市</td> </tr> <tr> <td>訪問型一時保育</td> <td>49 区市</td> </tr> </table>				ショートステイ	27 区市	一時保育・特定保育	41 区市町	トワイライトステイ等	12 区市	訪問型一時保育	3 区	ショートステイ	62 区市町村	一時保育・特定保育	62 区市町村	トワイライトステイ等	49 区市	訪問型一時保育	49 区市
ショートステイ	27 区市																		
一時保育・特定保育	41 区市町																		
トワイライトステイ等	12 区市																		
訪問型一時保育	3 区																		
ショートステイ	62 区市町村																		
一時保育・特定保育	62 区市町村																		
トワイライトステイ等	49 区市																		
訪問型一時保育	49 区市																		
14	(新)育児支援ヘルパー事業	【実施主体: 区市町村】	福祉保健局																
<p>産後の体調不良時などに子育て家庭を支援するため、簡単な家事援助や育児支援を行う、子育てOBや保育士等のヘルパーを派遣する区市町村を支援します。</p> <p>16年度末</p> <p>事業目標（21年度） 49 区市</p>																			
15	ファミリー・サポート・センター事業	【実施主体: 区市町村】	産業労働局																
<p>仕事と家庭の両立や子を持つすべての家庭の子育てを支援するため、地域の会員どうして育児の援助を行うファミリー・サポート・センターの整備に取り組む区市町村を支援します。</p> <p>16年度末 40 か所</p> <p>事業目標（21年度） 50 か所（設立区市町村数）</p>																			
16	(新)次世代育成支援緊急対策総合補助	【実施主体: 区市町村】	福祉保健局																
<p>次世代育成支援対策を進めるため、区市町村に対する都独自の総合的な補助制度を創設し、すべての子育て家庭を支援します。</p> <p>【補助内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子ども施設の安全・安心の実現 <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常警報装置の設置</li> <li>・施設の室内環境の安全・安心対策</li> </ul> </li> <li>すべての子育て家庭の支援策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・常設ひろばの整備</li> <li>・在宅サービス実施のための設備整備</li> <li>・公共施設等の子育てバリアフリーの推進</li> <li>・父親の子育て参加の推進</li> </ul> </li> <li>さらなる保育サービスの向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育室から認証保育所 B 型への移行促進</li> <li>・家庭的保育の推進</li> </ul> </li> <li>青少年の放課後拠点の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>・中高校生向け児童施設（児童館等）の整備</li> </ul> </li> </ul>																			

17	心の東京塾	生活文化局
<p>子育て家庭の親が、子育てに自信を持つことができるよう、「心の東京革命アドバイザー」を進行役とした少人数のグループワーク活動を、区市町村の保健所、保健センター、幼稚園、児童館、保育所などにおいて、子どもの年代層(妊娠時、乳幼児期、思春期)に応じて実施します。</p>		

### (3) 安心できる小児・母子医療体制の整備

#### 子どもの病気などに関する知識の情報提供

再掲	電話相談「母と子の健康相談室」(小児救急相談)	福祉保健局
* 5 6 ページ参照		
18	TOKYO子育て情報サービス	福祉保健局
<p>妊娠・子育てベビーガイド 122 項目、子どもの事故防止・応急手当ガイド 100 項目について、電話(音声自動応答システム)またはファクシミリ(FAX 自動応答システム)で情報提供を実施し、親の疑問や不安の解消を図ります。</p>		
19	東京都こども医療ガイド	福祉保健局
<p>子どもの病気やケガへの対処の仕方、病気の基礎知識、子育てのアドバイスなどを、ホームページで、動くキャラクターと音声による会話形式の親しみやすい形で情報提供し、子育て経験の少ない親の不安の軽減を図ります。</p>		
20	東京都医療機関案内サービス「ひまわり」	福祉保健局
<p>休日や夜間に子どもが急に熱を出した場合など、問い合わせの時間に診療している近くの医療機関を電話で案内するサービスや、インターネットで医療機関のきめ細かな情報を提供するサービスを 24 時間実施し、都民の多様なニーズに対応していきます。</p>		

#### 小児・母子医療体制の整備

21	小児救急医療体制の充実 【「小児初期救急平日夜間診療事業」の実施主体:区市町村】	福祉保健局												
<p>子どもの急病に対応するため、区市町村が地域の小児科医の協力を得て実施する「小児初期救急平日夜間診療事業」に対して積極的な支援を行います。</p> <p>入院を必要とする小児の救急患者に対応する二次救急医療については、小児科の「休日・全夜間診療事業」を引き続き実施し、原則、固定・通年制で常時小児科医師による対応が可能な体制を確保します。</p>														
<table> <tr> <td>16年度末</td> <td>初期救急</td> <td>8区3市</td> </tr> <tr> <td></td> <td>二次救急</td> <td>49施設75床</td> </tr> <tr> <td>事業目標</td> <td>初期救急</td> <td>18年度都内全域で実施</td> </tr> <tr> <td></td> <td>二次救急</td> <td>60施設70床程度</td> </tr> </table>			16年度末	初期救急	8区3市		二次救急	49施設75床	事業目標	初期救急	18年度都内全域で実施		二次救急	60施設70床程度
16年度末	初期救急	8区3市												
	二次救急	49施設75床												
事業目標	初期救急	18年度都内全域で実施												
	二次救急	60施設70床程度												

22	(新)小児三次救急医療ネットワークの構築	福祉保健局
<p>重篤な小児の救急患者に迅速に対応できるよう、関係機関で構成する連絡会、協議会を設置し、症例検討等を通じてネットワークづくりを進めていきます。</p>		
23	周産期医療対策事業	福祉保健局
<p>母体から胎児、新生児までの一貫した周産期医療を提供するため、周産期母子医療センターを適切に配置するとともに、センター間の連携を強化するなど周産期医療を充実します。</p> <p>16年度末 NICU 186床 事業目標 NICU 18年度までに200床</p>		
24	小児総合医療センター(仮称)の整備	病院経営本部
<p>清瀬小児病院、八王子小児病院及び梅が丘病院の3病院を移転統合して、多摩メディカルキャンパス内(府中市)に、平成21年度開設を目指して、小児総合医療センター(仮称)を整備します。同センターでは、</p> <p>高度かつ専門的な医療、 「こころ」と「からだ」を密接に関連づけた総合的な医療、 受胎、出生から小児、思春期、成人までを一貫してとらえた継続的な医療を提供し、都における小児医療及び周産期医療の充実を図ります。</p> <p>16年度末 事業目標(21年度) 病院開設 入院:600床 外来:1日750人程度</p>		
25	小児科医師確保対策	福祉保健局
<p>地域の小児医療を確保するため、「開業医小児医療研修事業」や「離職小児科医師の再就職支援事業」を推進します。</p>		
26	不妊治療費助成事業	福祉保健局
<p>特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。</p>		
27	各種医療費助成制度	福祉保健局
<p>【「乳幼児医療費助成」の実施主体:区市町村】</p> <p>「妊娠中毒症等医療費助成」「未熟児養育医療等医療給付」「小児慢性疾患の医療費助成」を行うほか、義務教育就学前までの乳幼児に医療費助成を行う区市町村に対して、その経費の一部を補助することにより、医療費の負担の軽減を図ります。</p>		

#### (4) 健やかな子どもの育成

##### 地域の居場所づくりと豊かな遊びへの支援

再掲	(新)次世代育成支援緊急対策総合補助	【実施主体:区市町村】	福祉保健局
* 58 ページ参照			

28	児童館整備費補助	【実施主体: 区市町村】	福祉保健局
<p>児童に健全な遊びを与えて、健康を増進し、又は情操を豊かにするために、児童館の整備を行う区市町村の取組を支援します。</p>			

### いじめ、不登校への対応の強化

29	スクールカウンセラーの配置		教育庁
<p>児童・生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識や経験を有する人をスクールカウンセラーとして都内公立中学校全校に配置し、悩みをもつ生徒等を支援します。</p>			
30	アドバイザリースタッフ派遣事業		教育庁
<p>医師や臨床心理士の専門家スタッフや学生等スタッフを学校に派遣し、不登校や集団不応の悩みをもつ児童・生徒等を支援します。</p>			
31	トライ&チャレンジふれあい月間の実施		教育庁
<p>児童・生徒の「いじめ問題」及び「不登校問題」について、ふれあい月間の実施により、学校に継続的で、意識的な取組を喚起し、「いじめ問題」及び「不登校問題」についての対策の工夫と、その解消を図ります。</p>			
32	東京都教育相談センターのいじめ相談		教育庁
<p>いじめや体罰等に関する問題の解決や子どもや保護者への心理的な支援を行うため、いじめや体罰、学校の指導や対応に対する苦情及び学校での児童・生徒へのセクシュアルハラスメントに関する都民からの電話相談を実施するとともに、相談内容に応じて来所相談につなぎます。また、必要に応じて、関係する区市町村教育委員会及び都立学校長への連絡、助言、調査を行います。</p>			
33	生活指導担当指導主事連絡会		教育庁
<p>東京都教育委員会及び各区市町村教育委員会の生活指導担当指導主事が一体となって、当面する生活指導上の課題について協議し、児童・生徒を健全に育成する取組を推進します。</p>			

### 関係機関の連携による非行からの立ち直り支援

34	(新)児童相談所における非行児童の立ち直り支援		福祉保健局
<p>児童自立支援施設を退所した児童の地域での立ち直りを支援するため、児童相談所と民生・児童委員及び主任児童委員等が連携協力をして、児童の自立を支援する取組を推進します。</p>			
35	スクールサポーター制度		警視庁
<p>児童・生徒の非行等を防止し、少年の健全育成を推進するため、スクールサポーターを警察署等に配置し、少年の非行・被害防止活動、非行からの立ち直り支援活動、学校等における児童等の安全確保対策、その他少年の健全育成上必要な活動を行います。</p>			

## 思春期保健対策の充実

36	「性教育の手引」の作成・配布	教育庁
<p>「性教育に関する指導資料」を作成するとともに、「性教育の手引」を改訂して、区市町村立小・中学校及び都立学校に配布し、児童・生徒に対する適切な性教育を推進します。</p>		
37	「学校における性教育の指導」(教員研修用リーフレット)の作成・配布	教育庁
<p>教員研修用リーフレットを作成して、都内区市町村立小・中学校及び都立学校の全教員に配布し、適切な性教育を推進します。</p>		
38	エイズ理解・予防に関する児童・生徒用パンフレットの作成・配布	教育庁
<p>都立盲・ろう・養護学校、都立高校の児童・生徒を対象に、パンフレットを作成、配布することにより、エイズへの理解や予防を推進します。</p>		
39	エイズ・性感染症の予防啓発、相談、検査の実施	福祉保健局
<p>都民のエイズや性感染症への理解を促進し予防を推進するため、パンフレット等を作成して保健所等で配布するとともに、東京都南新宿検査・相談室や保健所において、H I V検査・性感染症検査や相談を行います。</p>		
40	未成年者の喫煙防止対策	福祉保健局・教育庁
<p>リーフレットの作成・配布や、ホームページ等による普及啓発の実施により、未成年者の喫煙防止を推進するとともに、喫煙防止ビデオの貸出や講師派遣により、学校等での喫煙防止教育を支援します。</p>		
41	薬物乱用防止対策	福祉保健局
<p>青少年の薬物乱用を防止するため、次の対策を展開します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親子の薬物乱用防止教室</li> <li>・薬物乱用防止ポスター、標語の募集</li> <li>・薬物乱用防止高校生会議</li> <li>・啓発パンフレット、リーフレット等の整備</li> </ul>		
再掲	生涯を通じた女性の健康支援事業	福祉保健局
<p>* 57ページ参照</p>		
42	思春期に係る相談、研修の実施	福祉保健局
<p>ひきこもりや不登校など、思春期の心の問題に対して、区市町村など地域の関係機関が連携して的確な対応が図られるよう、精神保健福祉センターは次のような技術的な支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・思春期・青年期の専門相談の実施</li> <li>・学校等の関係機関向けの事例検討会（研修）や、家族向けの家族教室の開催</li> </ul>		

## コラム 地域の取組

### こどもテンミリオンハウスあおば（武蔵野市） ～ NPOによる子育て支援サービスの柔軟な実施～

武蔵野市のテンミリオンハウス事業は地域の福祉団体や住民が、地域の人材と建物を活用して行う福祉活動に対して、市が年間 1,000 万円（テンミリオン）の範囲で運営の補助を行うものです。

子ども版第1号の「こどもテンミリオンハウスあおば」では、一軒の家を使って、家庭的な雰囲気、親子の広場「あひる」、一時保育「ひまわり」、何でも相談「ハート」の事業を実施・運営しています。

運営しているNPO法人保育サービスひまわりママは、武蔵野市を中心に、一時保育、ショートステイ、派遣型一時保育など、子育て中の親の多様なニーズに対し、きめ細やかな支援活動をしています。

利用する人（子育て中の親）と協力する人（子育てを支援する人）の相互会員制をとっており、お互いの理解と信頼の下に活動が行われています。

## コラム 地域の取組

### 子育てふれあいサポーター派遣事業（多摩市） ～ 子育てふれあいサポーターを自宅に派遣し、 妊娠中から産後3か月までの方に、ゆとりの時間を！～

妊娠中から出産後3か月までのすべての家庭を対象に、子育てふれあいサポーターを1回（2時間）無料で派遣しています。平成16年7月より事業を開始し、家事及び育児援助、育児に関するアドバイスや相談、子育て支援サービスに関する情報の提供などを行っています。

妊娠中、出産後間もない時期に地域とのつながりを得ることによって、安心して子育てができる環境の整備と、子育て支援が目的です。

- 妊産婦である母親にゆとりの時間を提供して、出産・育児に対する不安や身体的な負担を緩和します。不安や悩みが深刻な場合は、市の子ども家庭支援センターと連携して対応します。
- 市が委託する地元NPO団体に登録している子育てふれあいサポーターを派遣します。
- 多摩市では、NPO団体などが独自に行っているヘルパー派遣等の子育て支援サービスの認知度を高めるとともに、市内のNPO活動の振興にもつなげることができればと考えています。

## コラム 地域の取組

### 子育てホームサポート事業（足立区） ～時間あたりワンコイン（500円）で、 誰でも利用できる訪問型一時保育事業～

平成16年度から小学生までの子どもをもつ家庭を対象に、いつでも必要なときに訪問し、一時保育を実施しています。就労の有無や年収、預ける理由に関係なく利用でき、支援内容は、一時保育・病後児保育・産前産後家事支援などです。

事前にコーディネーター及び登録が必要で、登録料は1年間2,400円です。利用時間は午前6時から午後10時まで、利用料は平日の日中は1時間500円、それ以外は1時間800円です。業務はNPOに委託しています。

あだち子育てサポーター制度（足立区独自の養成認定制度）があり、講習を受けて認定された子育てホームサポーターが登録し、利用者の自宅で子どもを預かります。平成16年度は100名、平成17年度は、80名養成予定です。

## コラム 地域の取組

### 民生・児童委員の先駆的な取組（昭島市） ～中学校における子どもたちの居場所づくりのこころみ～

昭島市立拝島中学校では、地域と連携した組織的支援の一環として、平成12年度から民生・児童委員の協力により、子どもたちの居場所づくりの活動を開始しました。

- 民生・児童委員、地域、関係機関が連携し学校をサポートして生活指導上の課題をもっている子どもたちに対して支援を行っています
- 現在は、民生・児童委員を中心として、更生婦人会、学生等のボランティアなどの方が週5日交替で、不登校の子どもたちや学校生活で配慮を要する子どもたちの、学習支援や個々への対応を行っています。
- 民生・児童委員の方々が、問題行動を抱えている子どもたちに対して、指導だけでなく、受入れ、見守る姿勢で接しています。子どもたちにとって、安らぐことができる居場所になっており、登校日の増加、服装の改善などが見られるようになりました。

このような取組を民生・児童委員が中心となり、市内の全中学校6校に広げ、ネットワークづくりをしていきたいと考えています。





## 目標 2 仕事と家庭生活との両立の実現

### 取組の方向

働きながら子育てをしていくためには、雇用環境の整備と、都民ニーズに応じた保育サービスの充実が不可欠です。

男女を問わず、育児休業等を取得しやすい職場環境づくりや、働き方の見直しに向けた普及啓発等、仕事と子育てを両立できる雇用環境の整備を進めるとともに、大都市特有の多様なニーズに対応した保育サービスの提供体制を整備するため、保育の実施主体である区市町村を支援していきます。

#### (仕事と子育てが両立できる職場づくり)

男女がともに仕事と子育てを両立しつつ、その能力を發揮していきいきと働き続けることができる職場環境を目指し、企業に対して、育児・介護休業法などの関係法令の周知や職場の両立支援策の充実に向けた普及啓発等を進めます。

男女がともに子育てをするという意識が企業や社会全体に広がり、職業生活と家庭生活のバランスがとれたライフスタイルを選択できるよう、企業や都民を対象として働き方の見直しや多様な働き方についての啓発を行うとともに、都と都民、事業者との連携・協力の促進を図ります。

子育て家庭における父親の役割等についての認識を深め、働き方の見直しや、父親の子育て参加が促進されるよう、職場や社員向けの講演等を実施します。

#### (都市型保育サービスの充実)

認可保育所のサービスを向上させるとともに、様々な保育ニーズに対応するため、認証保育所、家庭福祉員（保育ママ）など、多様な提供主体がそれぞれの特性を活かした質の高いサービスを提供し、保育サービスを必要とする子育て家庭が、自らサービスを選択し利用できる環境を整備していきます。

延長保育、零歳児保育、病後児保育、休日保育、夜間保育など、大都市特有のニーズに応える、質の高いサービス提供体制を整えていきます。

学童クラブの開室時間を午後7時までにするなど、利用者のニーズに対応し、必要とするすべての子どもたちが安心して遊び、過ごすことができる体制を整えます。

仕事と子育ての両立のため、地域において、会員相互で子育てを支えるファミリー・サポート・センターの整備を促進します。

## 施策の体系

### (1) 仕事と子育てと が両立できる職場 づくりの推進

普及啓発セミナーの実施  
普及啓発資料の発行  
男女雇用平等参画状況調査  
育児・介護休業者生活資金融資制度  
新 心の東京塾・出前講演会（企業版）  
東京ウィメンズプラザ普及啓発事業  
事業者団体との連絡会  
男女平等参画を進める会  
新 次世代育成支援普及啓発

### (2) 都市型保育 サービスの充実

- 通常保育事業
  - 認可保育所
  - 認証保育所
  - 家庭福祉員（保育ママ）
- 夜間保育事業
- 延長保育事業
- 休日保育事業
- 病後児保育事業
- 新 ○ 次世代育成支援緊急対策総合補助（再掲）
- 学童クラブ運営費補助事業
- ファミリー・サポート・センター事業（再掲）  
余裕教室活用促進事業

## 重点的取組 3 都市型保育サービスの充実

だれもが必要とする保育サービスを利用できるよう、様々な施策を組み合わせ、サービス基盤を整備し、すべての子育て家庭を支援していきます。

### 保育サービスの供給体制の確保

すべての子育て家庭が必要なサービスを選択し、利用できる環境を整備  
認可保育所や認証保育所、家庭福祉員など総体としてサービス供給量を確保  
保育の実施主体である区市町村の取組を支援

16年度利用児童数  
164,940人



21年度利用児童数  
184,700人

### 保育サービスの質の向上

不適切な事業者に対する監視指導などチェック体制を強化  
よりよいサービス提供を目指す事業者を積極的に支援  
福祉サービス第三者評価の受審を促進  
苦情対応や相談窓口を整備するよう、区市町村を支援

### 地域における子育て支援

保育所の専門性と、地域に広く設置されているメリットを活用  
すべての子育て家庭への支援を行う拠点となるよう、区市町村と連携して支援

### 保育所制度改革と都市型保育サービスの展開

在宅の子育て家庭も、必要に応じて保育サービスを利用できるようにすることが必要  
開所時間の延長や零歳児保育など、都市型保育ニーズに的確に応えるサービス提供の促進

#### 国への提案

- ・認可保育所の「保育に欠ける」要件の見直し
- ・認可保育所の直接契約制度への転換等

すべての子育て家庭を支援する

## 目標 2 の事業一覧

### (1) 仕事と子育てとが両立できる職場づくりの推進

#### 都民や企業等への普及啓発活動の推進

43	普及啓発セミナーの実施	産業労働局
<p>企業の雇用環境整備を促進するため、男女労働者や事業主、都民を対象に、雇用機会均等法や育児介護休業法等の労働法、労働問題に関する基礎知識の普及を図ります。</p> <p>また、事業主や人事労務担当者等を対象とし、企業における女性の能力活用や仕事と家庭の両立支援策についてのセミナーを実施します。</p>		
44	普及啓発資料の発行	産業労働局
<p>労働問題についての正しい理解を促進するため、男女雇用平等や両立支援、パートタイム労働等に関する普及啓発資料を発行します。</p>		
45	男女雇用平等参画状況調査	産業労働局
<p>雇用環境の整備に当たっての課題を把握するため、企業における男女雇用平等の進展状況等の調査を実施します。調査結果に基づき、男女雇用平等について啓発を行います。</p>		
46	育児・介護休業者生活資金融資制度	産業労働局
<p>休業中の生活の安定に資するため、育児休業等を取得する中小企業従業員に対して、生活資金を低利で融資します。</p>		
47	(新)心の東京塾・出前講演会(企業版)	生活文化局
<p>男性の子育て意識の向上や職場の意識改革を促進するため、民間団体等と連携して心の東京革命アドバイザー等を派遣し、企業の職場・社員研修の一環として講演会やグループ活動を実施します。</p>		
48	東京ウィメンズプラザ普及啓発事業	生活文化局
<p>男女平等参画の取組を促進するため、企業・学校・地域等でリーダーとして活躍する人材を養成する講座や都民の意識・関心を高めるための講座の開催をはじめ、男女平等参画の促進に寄与する都民の自主的な活動への支援を行います。</p>		
49	事業者団体との連絡会	生活文化局
<p>雇用における男女平等参画を促進するため、経営者団体と協力して「男女平等参画のための経営者懇談会」や「ポジティブ・アクション推進キャラバン」を実施し、企業経営者等に対する普及啓発を行います。</p>		
50	男女平等参画を進める会	生活文化局
<p>男女平等参画施策を総合的に推進するため、事業者団体、教育関係団体、PTA、NPO等、31団体の代表者が参加し、男女平等参画のための東京都行動計画に掲げる都の施策や各団体の取組について、情報及び意見の交換を行い、連携・協力の促進を図ります。</p>		

51	(新)次世代育成支援普及啓発	福祉保健局
<p>仕事と子育ての両立支援や父親の育児などの必要性についての理解を深めるため、次世代育成支援対策のための「働き方の見直し」をテーマとした講演やパネルディスカッションをはじめ企業への情報提供等を行います。</p>		

## (2) 都市型保育サービスの充実

### 区市町村への支援及び区市町村との連携

52	通常保育事業	【実施主体:区市町村】	福祉保健局
<p>待機児童の解消を含め、都民の多様な保育ニーズに応えるため、区市町村が認可保育所、認証保育所、家庭福祉員などのサービスを組み合わせて行う保育サービス供給体制の整備を支援していきます。</p> <p>認可保育所・・・児童福祉法に定める保育に欠ける就学前児童のための保育施設          認証保育所・・・東京の保育ニーズに対応するため、大都市の特性に着目した都独自の基準により設置・運営する保育施設          家庭福祉員・・・保育士などの資格を持つ保育経験者で、区市町村長が認定する者。          (保育ママ) その自宅で少人数の乳幼児(0～2歳児)を保育する。          16年度 保育サービスの利用児童数 164,940人          事業目標(21年度) 保育サービスの利用児童数 184,700人</p>			
53	夜間保育事業	【実施主体:区市町村】	福祉保健局
<p>保護者の就労等の事情により、夜間(おおよそ午後10時まで)のニーズに対応するため、夜間保育に取り組む区市町村を支援します。</p> <p>16年度 2か所          事業目標(21年度) 4か所</p>			
54	延長保育事業	【実施主体:区市町村】	福祉保健局
<p>保護者の就労の多様化、長い通勤時間等に伴う保育ニーズに対応するため、11時間の開所時間の前後において延長保育を行なう区市町村を支援し、延長保育の充実を図ります。</p> <p>16年度 都内全認可保育所実施率 7割弱          (うち2時間以上延長は0.7割)          事業目標(21年度) 都内全認可保育所実施率 10割          (うち2時間以上延長は2割)          *島しょ部を除く</p>			
55	休日保育事業	【実施主体:区市町村】	福祉保健局
<p>休日における保育需要に対応するため、日曜・祝祭日等を含め年間を通じて開所する保育所を指定して休日保育を行う区市町村を支援し、休日保育の充実を図ります。</p> <p>16年度 14区市          事業目標(21年度) 49区市</p>			

56	病後児保育事業	【実施主体：区市町村】	福祉保健局
<p>病気の回復期等であるが、集団保育が困難な保育所に通所中の児童等を、保護者の勤務の都合等により家庭で育児ができない場合に対応するため、保育所や病院等の専用スペース等において一時的に預かり保育を行う区市町村を支援し、病後児保育を充実します。</p> <p>16年度 32区市 事業目標（21年度） 49区市</p>			
再掲	(新)次世代育成支援緊急対策総合補助	【実施主体：区市町村】	福祉保健局
* 58 ページ参照			
57	学童クラブ運営費補助事業	【実施主体：区市町村】	福祉保健局
<p>就業などにより、保護者が昼間いない小学生の健全な育成を図るために、市町村が実施する、又は区市町村が運営費を補助する、学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）の供給体制の整備を支援していきます。</p> <p>16年度 1,311か所 事業目標（21年度） 1,417か所</p>			
再掲	ファミリー・サポート・センター事業	【実施主体：区市町村】	産業労働局
* 58 ページ参照			
58	余裕教室活用促進事業	【実施主体：区市町村】	福祉保健局
<p>保育所や学童クラブの整備を促進するため、公立学校の余裕教室を活用した施設の一部改修、付帯設備の改造等による区市町村の取組を支援していきます。</p>			

## コラム 地域の取組

### 働きやすい会社を目指して（株式会社セゾン情報システムズ）

業 種：情報サービス業

従業員数：573名（女性157名、男性416名）

子どもの保育所入園や小学校入学の時期に配慮して、育児休業制度は、子が1歳到達後最初の4月1日まで、育児のための短時間勤務制度は、子が小学校入学年の4月10日まで1日2時間を限度に利用することができます。介護制度についても、会社が認めた場合は、6か月まで期間を延長できるなど、法を上回る制度が整備されています。

11年間で育児休業は78名、短時間勤務は27名と利用実績も多く利用しやすい制度となっており、休業中には定期的に月1回以上情報を送付しているほか、通信教育の受講を可能としているなど、職場復帰しやすいように配慮されています。

退職者については退職事由を聞き、制度改善に反映させるなど、働きやすい職場づくりに前向きな取組を行っています。

その他、セクシュアル・ハラスメント防止規程を設け、相談窓口担当者には外部研修を受けさせるなど、会社として適切な防止対策が整備されています。11年度より旧姓使用制度を施行し、男性を含め24名がこの制度を利用しています。





## 目標3 次代を担う子どもが たくましく成長し自立する基盤づくり

### 取組の方向

次代を担う子どもたちが、自らの人生を自信と希望をもって切り開いていくことのできる社会人に成長するためには、それぞれの個性や能力を伸ばし、社会の一員としての自覚をもつことのできる環境づくりが重要です。

そのため、家庭、学校、地域、行政等が一体となって、子どもがたくましく成長し自立する環境整備に取り組んでいきます。

#### (幼児教育の充実)

保育所・幼稚園と小学校が、相互に正しく理解し合い、連携を強化することにより、就学前から小学校への連続性を重視した教育を実施します。

#### (確かな学力の向上・信頼される学校づくり)

- 学校において、きめ細かな指導を充実し、すべての児童・生徒が、将来の自己実現につながる確かな学力を身につける環境を整えます。
- 学校運営や教育内容に、保護者や地域住民の意見を反映し、信頼される学校づくりを進めます。

#### (豊かな心と健やかな体の育成)

- 思いやりの心や生命を大切にする心など、子どもたちの豊かな人間性を育てるため、ボランティア活動への参加をはじめ、様々な取組を行います。
- 子どもたちがたくましく生きるための健康や体力を身につけ、明るく豊かな生活を送る環境を整えます。

#### (家庭や地域の教育力の向上)

学校・家庭・地域の連携の下に家庭や地域における教育力を高め、地域社会全体で子どもたちを育てる環境を整えます。

#### (次代を担う人づくり)

- フリーターの増加などの問題に対応するため、若者に対する就業促進等による自立支援を行うとともに、子どもたちが在学中から、しっかりとした職業観・勤労観を身につけ、社会的自立ができる環境を整備します。
- 次代を担う子どもたちが、子育ての意義や親の役割、男女が協力して家庭を築くことの理解を深められるよう、保育体験活動などの取組を行います。

# 施策の体系

## (1) 子どもの生きる力を育成する教育環境の整備

### ア 幼児教育の充実

新 幼稚園・保育所・小学校の連携した就学前教育の推進  
私立幼稚園に係る助成

### イ 確かな学力の向上と信頼される学校づくり

「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の実施とそれに基づく授業改善の実施  
都立学校の経営計画や教育活動の都民への公開  
都立高校における運営連絡協議会の開催と生徒による授業評価  
「都立高校改革推進計画」に定める新たなタイプの高校等の設置の着実な推進  
私立学校助成

### ウ 豊かな心と健やかな体の育成

自然と森林を守る「大自然塾」  
道徳授業地区公開講座の実施  
未来を拓く体験発表会  
親子ふれあい教室  
ボランティアの日の設定と取組の充実  
新 日本豊かな文化を学ぶカリキュラムの創設  
新 奉仕体験活動の必修化  
子ども向け舞台芸術参加、体験プログラム  
都立文化施設における教育・普及等プログラム  
○ 広域スポーツクラブの育成・支援事業・体育振興事業  
児童・生徒の体力テストの実施  
東京都学校体育実技指導者講習会の実施  
部活動基本問題検討委員会の設置等

### エ 家庭や地域の教育力の向上

学校・家庭・地域の連携による教育活動の推進  
東京都教育の日の設定による地域の協働の推進  
○ 広域スポーツクラブの育成・支援事業・体育振興事業  
(再掲)  
○ 子育てひろば事業(再掲)  
○ 子ども家庭支援センター事業(再掲)  
○ 先駆型子ども家庭支援センター事業(再掲)  
心の東京塾(再掲)

## (2) 次代を担う人づくりの推進

若年者の雇用就業支援事業  
(東京しごとセンター事業等)

公共職業訓練の実施  
日本版デュアルシステム  
ものづくり人材育成事業  
中学生の職場体験  
新 勤労観・職業観育成推進プラン  
東京版デュアルシステム  
高等学校教科「家庭」における保育体験活動の充実

## 重点的取組 4 教育改革の着実な推進

21世紀の東京の創造的発展を担う人間を育てるという視点から、**生きる力の土台となる確かな学力や、社会貢献の精神など豊かな人間性を身につけさせていくとともに、学校・家庭・地域が連携して、子どもを取り巻く問題に的確に対処していきます。**

### 学校教育の改革

#### 都立高校改革推進計画・東京都特別支援教育推進計画の着実な実施

中高一貫教育校や昼夜間定時制高校などを設置していくとともに、進学指導重点校、エンカレッジスクール、IT教育推進校などにおける特色ある教育実践を進めます。

障害のある児童・生徒等の一人ひとりの能力を最大限に伸長するため、乳幼児期から学校卒業後までのライフステージを見通した多様な教育を展開し、社会的自立を図ることのできる力や地域の一員として生きていくことができる力を培う教育を推進します。

#### 学力の向上

##### ～授業改善推進プランのサイクル化等による授業力の強化～

全ての公立小中学校の全教科で、学力調査の結果に基づく「授業改善推進プラン」の作成、実践、結果の検証、改善というサイクルを確立します。

#### 社会貢献の精神や豊かな人間性の育成

##### 日本の豊かな文化を学ぶカリキュラムの創設

19年度から都立高校において都独自の教科・科目「日本の伝統・文化(仮称)」を設定します。

##### 奉仕体験活動の必修化

19年度から、全都立高校で奉仕体験活動を必修科目とします。

### 学校・家庭・地域の連携による教育活動の推進

#### 学校・家庭・地域が連携するしくみづくり

学校・家庭・地域が連携して取り組む活動を支援し、活動成果の普及と連携のしくみづくりを進めます。

## 重点的取組 5 若者の社会的自立の促進

フリーターの増加などの問題に対応するため、働く意志を持つ若者に対する就業促進等による自立支援や、高校生の実社会で働くことに対する意識を育てる取組などを推進します。

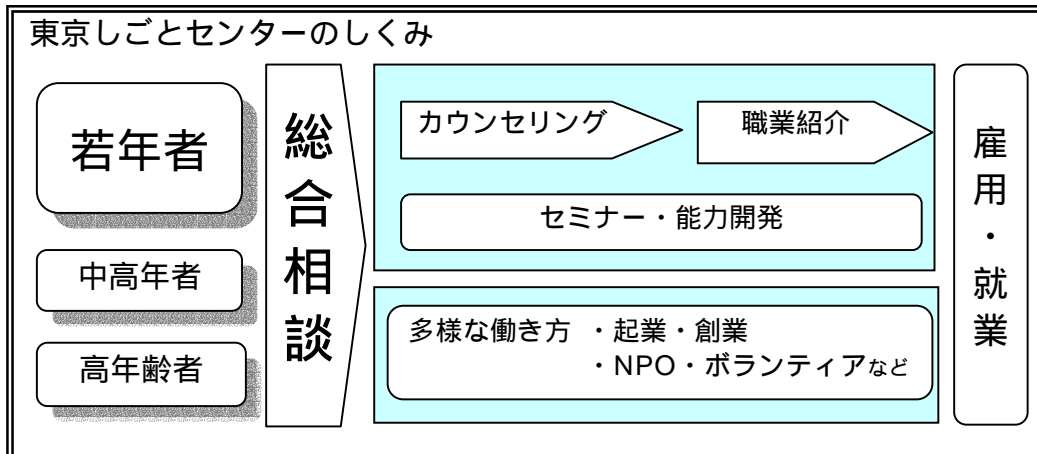
### 若者の社会的自立を促進する取組

#### 就業促進による自立支援

(東京しごとセンター事業等)

しごとに関するワンストップサービス機関である「東京しごとセンター」において、インターンシップの機会の提供や、フリーターや仕事に就いていない若者に対する相談体制の充実強化を図り、若年者の就職活動を支援します。

インターンシップの受入れや、セミナーへの講師派遣などにより若者の就職を支援する企業を、「若者支援サポーター企業」として組織化し、社会全体で若年者の職業的自立を支えるしくみづくりに取り組みます。



#### 高校生のキャリア教育の充実

都立高校の卒業生をアドバイザーとして招き、体験に基づく助言を行います。

企業・業界団体と連携し、キャリア教育推進のリーダー教員を養成します。

都立高校10校をモデル校に指定し、インターンシップの充実などを図ります。

## 目標3の事業一覧

### (1) 子どもの生きる力を育成する教育環境の整備

#### ア 幼児教育の充実

##### 連携の推進と教育の充実

59	(新)幼稚園・保育所・小学校の連携した就学前教育の推進	教育庁
<p>小学校入学時の不適応状態の改善など、就学前教育の推進を図るため、都内の小学校区をモデル地区に指定して、具体的な指導法等の調査研究、協議を行い、その結果を踏まえて、「手引書」や指導啓発資料を作成・配布して、普及を図ります。</p>		
60	私立幼稚園に係る助成	生活文化局
<p><b>私立幼稚園経常費補助</b>          私立幼稚園の教育条件の維持向上、在学する園児に係る修学上の経済的負担の軽減及び私立幼稚園の経営の健全性を高めるため、その経費の一部を補助します。あわせて、地域の様々なニーズに応じた私立幼稚園の取組みを促進します。</p> <p><b>私立幼稚園教育振興事業費補助</b>          都民の幼児教育の場を確保し、私立幼稚園の教育条件の維持向上及び経営の健全化を図るため、学校法人立（学校法人化志向園を含む）以外の私立幼稚園に対して、その経費の一部を補助します。</p> <p><b>私立幼稚園預かり保育推進補助</b>          私立幼稚園における預かり保育の拡充を推進するため、預かり保育を実施する私立幼稚園に対して、その経費の一部を補助します。</p> <p><b>私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助</b>          幼稚園教育の振興と充実に資するため、私立幼稚園及び幼稚園類似の幼児施設に在籍する幼児の保護者に対して、区市町村が行う保護者負担軽減事業の経費の一部を補助します。</p>		

#### イ 確かな学力の向上と信頼される学校づくり

##### 授業改善による生きる力の土台づくり

61	「児童・生徒」の学力向上を図るための調査の実施と それに基づく授業改善の実施	教育庁
<p>児童・生徒の学力向上を図るため、次の取組を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学5年、中学2年で実施する学力向上調査結果の分析を報告書で提示します。</li> <li>・授業改善ハンドブックで授業改善推進プラン例と具体的な授業改善策例を提示します。</li> <li>・指導主事のチームによる特別訪問を行い、調査結果の分析の仕方や推進プランの作成・実施を具体的に指導します。</li> <li>・授業改善研究推進校を設置し、優れた授業改善推進プランや年間5週間の授業公開等を通して全都の学校の授業改善に役立てます。</li> <li>・授業改善ハンドブック等を活用し全教育活動を通じた体験的・課題解決的な学習による「生きる力」の育成を図ります。</li> </ul>		

## 多様なニーズへの対応

62	都立学校の経営計画や教育活動の都民への公開	教育庁
<p>都民に信頼され、魅力ある学校づくりを進めるため、次の取組を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校経営計画のホームページなどによる公開（平成15年度より全都立学校で実施）</li> <li>・年間授業計画の提示・公開（平成14年度より全都立高校で実施）、通年の授業公開</li> </ul>		
63	都立高校における運営連絡協議会の開催と生徒による授業評価	教育庁
<p>都立高校における教育活動の質の向上を図るため、次の取組を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校運営連絡協議会や評価委員会等が、学校の教育活動の現状分析を行い、改善を進めます。（平成13年度より全都立学校で実施）</li> <li>・生徒による授業評価を実施します。（平成16年度より全都立高校で実施）</li> <li>・授業評価結果を踏まえ、校内研修を実施し、授業の改善を図ります。</li> </ul>		
64	「都立高校改革推進計画」に定める新たなタイプの高校等の設置の着実な推進	教育庁
<p>都立高校において、多様な生徒に対応するため、多様で柔軟な高校教育を展開する中高一貫教育校やチャレンジスクールなど、特色ある学校づくりを推進します。</p>		
65	私立学校助成	生活文化局
<p>私立学校経常費補助等 私立学校の教育条件の維持向上、在学する児童等に係る修学上の経済的負担の軽減及び私立学校の経営の健全性を高めるため、その経費の一部を補助する等行います。あわせて、社会のニーズに応じた私立学校の取組を促進します。</p> <p>私立高等学校等特別奨学金補助等 私立高等学校等への修学に係る都民の授業料負担を軽減し、その修学を容易にするため、東京都私学財団が行う授業料軽減助成事業の経費を補助する等行います。</p>		

## ウ 豊かな心と健やかな体の育成

### 子どもたちに様々な体験を

66	自然と森林を守る「大自然塾」	建設局
<p>青少年や都民が自然を学び、心身を鍛えるとともに、東京の自然と森林を守り育てるため、森林作業や環境学習などを内容とする「大自然塾」を開催します。</p>		
67	道徳授業地区公開講座の実施	【実施主体：区市町村】 教育庁
<p>公立小・中学校における道徳の授業を保護者、都民及び教員に公開することを通じて、心の在り方について、学校・家庭・地域社会が話し合い、連携して道徳教育を推進します。</p>		
68	未来を拓く体験発表会	教育庁
<p>各学校における体験活動の一層の充実を図るため、学校における児童・生徒の体験活動の実践発表や、豊かな体験活動の重要性などについての講演を実施します。</p>		

69	親子ふれあい教室	教育庁
感動を共有し、親子のふれあいを促進するため、日本の伝統文化体験をはじめ自然体験・スポーツ活動等の親子を対象とした教室を開催します。		
70	ボランティアの日の設定と取組の充実	教育庁
社会生活における役割や責任感を培い、豊かな人間性や社会性等を育成するため、すべての都立高等学校が「ボランティアの日」を設定（平成15年度）し、生徒のボランティア活動の充実を図ります。		
71	(新)日本の豊かな文化を学ぶカリキュラムの創設	教育庁
生徒が日本の豊かな文化や伝統に関する理解を深めるために、平成19年度から都立高校において都独自の教科・科目「日本の伝統・文化（仮称）」を設定します。		
72	(新)奉仕体験活動の必修化	教育庁
生徒が、奉仕体験を通して、他人に共感し社会の一員であることを実感して、規範意識や公共心を身につけるために、平成19年度に都立高校全校で、奉仕体験活動を必修とします。		
73	子ども向け舞台芸術参加、体験プログラム	生活文化局
子どもたちが舞台芸術に親しみ、また芸術家と直接ふれあうことにより芸術による創造の喜びを理解し、文化を生み出す心を育むため、子ども向け舞台芸術参加、体験プログラムを実施します。		
74	都立文化施設における教育・普及等プログラム	生活文化局
子どもたちが芸術文化に親しむため、都立文化施設において、ワークショップ等を開催します。		

### 運動に親しむ機会の充実

75	広域スポーツクラブの育成・支援事業・体育振興事業	教育庁
子どもから大人まで、幅広い世代の都民が生涯にわたって運動に親しむ機会を拡大するため、各区市町村に、世代を超えて参加できる地域スポーツクラブを育成します。 16年度末 29クラブ 事業目標（21年度） 90クラブ		
76	児童・生徒の体力テストの実施	教育庁
児童・生徒の体力づくりを推進するため、都内公立学校71校において体力テストを実施し、東京都の児童・生徒の体力の現状を明らかにします。		
77	東京都学校体育実技指導者講習会の実施	教育庁
教員の体育実技の指導力の向上を図るため、講習会を行います。		



78	部活動基本問題検討委員会の設置等	教育庁
<p>公立学校における部活動の振興を図るため、検討委員会を設置し、公立学校における部活動の課題を明確にして、その具体的解決策に向けた検討を行います。</p> <p>また、運動部活動の推進・充実を図るため、「運動部活動指導者講習会」を開催し、小中高等学校の教員及び外部指導者に対して、指導者としての資質向上を促進します。</p>		

## エ 家庭や地域の教育力の向上

### 家庭や地域の教育力の回復を

79	学校・家庭・地域の連携による教育活動の推進	教育庁
<p>学校、家庭、地域の三者の教育力を有機的に連携させ、地域の教育力の総合的な向上を図るため、先導的なしくみを設定し（モデル地区）、学校、家庭、地域において、多様な教育活動の効果的かつ効率的な展開を図ります。また、これらのしくみを構築し、事業展開を支援するため、「東京都地域教育推進ネットワーク協議会」等を設置して、効果的なバックアップを行ないます。</p>		
80	東京都教育の日の設定による地域の協働の推進	教育庁
<p>都民の教育に対する関心を高め、教育について共に考えるため、「東京都教育の日」を中心にして、学校・家庭・地域が協働する取組を推進します。</p>		
再掲	広域スポーツクラブの育成・支援事業・体育振興事業	教育庁
* 80 ページ参照		
再掲	子育てひろば事業	【実施主体:区市町村】 福祉保健局
* 56 ページ参照		
再掲	子ども家庭支援センター事業	【実施主体:区市町村】 福祉保健局
* 56 ページ参照		
再掲	先駆型子ども家庭支援センター事業	【実施主体:区市町村】 福祉保健局
* 56 ページ参照		
再掲	心の東京塾	生活文化局
* 59 ページ参照		

## (2) 次代を担う人づくりの推進

### 若者の社会的自立の支援

81	若年者の雇用就業支援事業(東京しごとセンター事業等)	産業労働局
<p>勤労観を醸成し、職業的自立の促進を図るため、東京しごとセンターにおいて、きめ細かなカウンセリングや各種セミナー、職業紹介を行うとともに、様々な職業体験の場の提供等の事業を実施します。また、早期の就職促進を図るため、職業意識の啓発や、基礎的ビジネスマナー等の習得を図るための速成講座を実施します。</p> <p>社会全体で若年者の職業的自立を支えるしくみづくりを進めるため、インターンシップの受け入れなどを行う若者支援サポーター企業の組織化を図ります。</p>		
82	公共職業訓練の実施	産業労働局
<p>技術専門学校において、若年求職者に対し、職業に必要な技術や知識を習得させるために、概ね30歳以下を対象とした科目を設定し、職業訓練を行います。</p>		
83	日本版デュアルシステム	産業労働局
<p>職業的自立の促進を図るために、フリーター等の若年者を対象とし、企業研修や有期パート就労の職場実習を組み合わせた職業訓練を実施します。</p>		
84	ものづくり人材育成事業	産業労働局
<p>児童・生徒に「ものづくり」への興味を持たせるとともに、就業意識の向上を図るため、小学生や工業高校生を対象に、「ものづくり」の楽しさ・素晴らしさ・達成感を体験できる機会を提供します。</p>		
85	中学生の職場体験	知事本局 教育庁
<p>中学生に社会の一員としての自覚を促し、働くこと、学ぶことの意義に気付かせるために、全公立中学校における職場体験の実施を目標に、職場体験庁内推進会議や業界団体等による職場体験推進協議会を設置するなどして、職場体験の拡大実施を促します。</p>		
86	(新)勤労観・職業観育成推進プラン	教育庁
<p>生徒の勤労観、職業観を育成するために、全員が卒業までに就業体験を行う学校として、都立高校で職業観育成推進校を10校指定し、インターンシップの充実・拡大を図ります。</p>		
87	東京版デュアルシステム	教育庁
<p>実践的な技能・技術を身につけた人材育成を行うため、平成16年に開校した六郷工科高校で、都立高校と企業が連携して行う新しい職業教育システムとして、企業におけるインターンシップや長期就業訓練を行います。</p>		

### 次代の親の育成

88	高等学校教科「家庭」における保育体験活動の充実	教育庁
<p>都立高校で、生徒が乳幼児への理解をはじめ、親になること、男女が共同して家庭を築くことなどについての理解を深めていくために、生徒が乳幼児と触れ合う保育体験活動や乳幼児の親と交流する活動を充実します。</p>		

## コラム 地域の取組

### 幼稚園と小学校の連携（中央区） ～子どもの豊かな「心とことば」の系統的な指導を行う 中央区立明石幼稚園・小学校～

- 中央区立明石幼稚園・小学校は同じ敷地内にあり、共に学び遊べる環境にあります。
- このような特色を生かし、小学校の国語科と幼稚園の言葉の領域を中心に、ねらいや指導内容を関連付けた年間指導計画を作成し、子どもの豊かな「心とことば」の系統的な指導をしています。
- 幼稚園・小学校の子どもたちは、日常生活の様々な場面で自然に関わり合っています。入学が間近になった年長組の子どもたちは、1年生の「学校は楽しいことがいっぱい！」発表会で話を聞いたり、分からないことを質問したりしました。
- 幼稚園にある「幼小ふれあいボード」には、小学生へのメッセージ、交流の写真、遊びの紹介などが貼ってあり、小学生が訪れ、幼稚園児と楽しそうに会話をしています。休み時間にも、鬼ごっこや縄跳びなどをして一緒に遊ぶ姿が見られます。
- 連携や交流の場を通して、教師が子どもたちの表現や言語にかかわる育ちをみとり、一人ひとりにきめ細かく支援しました。子どもたちは、互いを思いやる言葉かけをし、友達的心情を察した態度で伝え合うことができるようになりました。
- 「心とことば」の系統的な指導を、さらに他教科、領域に広げ、幼稚園と小学校がより連携を図りながら、学びの連続性を重視した教育を実践していきます。

## コラム 地域の取組

### 学力向上フロンティアスクールの取組（新宿区） ～個に応じたきめ細かな指導の充実を図る新宿区立西戸山中学校～

新宿区立西戸山中学校は、平成15・16年度、文部科学省・東京都学力向上フロンティアスクール研究指定校として生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導を充実してきました。

子どもたちが「確かな学力」を身に付けるために、次のような実践をしています。

- ・ 発展・補足的な学習や興味・関心に応じた課題学習の教材の開発・活用
- ・ 少人数指導、教員や学生ボランティアとのチームティーチング、外部の方との協同的な授業など、個に応じた指導方法・指導体制の工夫
- ・ 基礎学力定着のための、コンテストや漢字・英語・数学検定の実施など
- ・ 生徒による授業アンケート、学習の振り返り、学習診断カルテの活用など、評価を生かした指導の改善

教育活動を広く発信するために、年間5週間授業公開をしています。親子参加型の授業体験、保護者や教師による教科研修・教育懇談会など、「子どもたちに求められる学力」について話し合う機会を設けています。

また、学校と家庭・地域社会を結ぶかけ橋として、親子ものづくり教室、西戸山ソーラン講習会などの「Holiday 西戸山」を開催したり、生徒会とPTAが連携して地域ボランティアなどを行ったりと、交流・体験活動を行っています。

## コラム 地域の取組

### 渋谷ファンイン（渋谷区） ～地域の大人が集まった、子どもたちの居場所づくり～

- 平成12年度に誕生した、大人と子どもがつくる地域活動のボランティア組織です。地元为学校、PTAをはじめ企業、NPO、大学と連携しています。
- 区内10か所の各ファンインは、学校、図書館、社会教育館、公園、オフィスの一角などの既存の施設を利用しており、活動内容も運営主体の人材により多種多様です。互いがリンクして子どもたちの居場所づくりを行っています。
- 主な活動  
たまり場活動...子どもたちが気軽に立ち寄り、異年齢とふれあいができる場所で、ユースパートナー【大学生等のボランティア】と一緒に活動します。  
サークル活動...バンド、スポーツ等をサポーター【指導者】が継続的に指導します。  
体験活動...自然や人とのふれあいを中心とした活動を企画実施します。地域活動にも参加します。
- 平成16年度は渋谷区教育委員会「子どもの心サポート事業」に参加し、子どもの心の悩みや不登校、いじめ、非行等の問題を早期に発見し、学校や家庭、地域、関係機関と連携し早期解決を目指す活動を行っています。

## コラム 地域の取組

### 地域参画型の学校づくり（小平市） ～地域の風がいきかう小平市立小平第六小学校～

小平市立小平第六小学校では、「地域の風がいきかう学校」をスローガンに、地域の教育力を積極的に教育活動に取り入れています。平成15年度は年間延べ3,800人を超えるゲストティーチャー、大学生、地域の方が学校支援ボランティアとして学校教育に参画しました。

算数などの学習支援だけでなく、お琴や中国語など9つのクラブでも25名の地域の方に指導をしてもらってます。また、「ふれあいマンデー」は7年目を迎え、中休みに子どもたちと地域の方が囲碁、編み物などをしてふれあう場となっています。

3年の総合的な学習の時間の「お店番体験学習」では、地域の40店舗を超えるお店に協力していただいております。毎年お世話になっている商店街をにぎやかにしようと子どもたちが発案し、商店街、地域、学校が連携した手作りのイベントが毎年実施されるようになりました。

地域の方は、子どもたちの成長ぶりを心から認め、一人ひとりに励ましの言葉をかけてくれています。子どもたちが様々なことに目を輝かせて取り組んでおり、興味・関心が広がっています。

家庭・学校・地域社会の連携が、今までのつながりをもとに自然な形で前進し、新しい地域交流が芽生えています。

## コラム 地域での取組

### ～日本IBMのオープンオフィス

#### お父さん・お母さんを見直した！～

日本IBMでは、働いている親の姿を通し、子どもたちの職業観、勤労への関心を高めるため、「オープンオフィス」を実施しています。

このオープンオフィスは、日本IBMの社員が平日に働く場所に家族を招待し、職場、仕事、会社の理解を深めてもらうため、平成12年よりスタートしました。

毎年、8月の夏休みを利用して、社員の家族、特に子どもを会社に招いて、実際に働いている姿を見学します。一所懸命働いているお父さん、お母さんの姿を通して子どもたちは「通常、見ることでできないオフィスをみる事ができた」「真剣に仕事に取り組むお父さん、お母さんの姿をみて頼もしく思った」など感想を語っており、大好評です。

このほかに、「社長の部屋見学」や社員食堂で家族そろって食事をする「家族でランチ」、大型コンピューターの見学会などのユニークな取組もあり、日本IBMでは、今後も様々なプログラムを用意してオープンオフィスの内容を充実させていくとしています。

## コラム 地域の取組

### 総合学習サポート事業（東京商工会議所新宿支部） ～インターンシップ、企業・工場見学のサポート～

- 東京商工会議所新宿支部では、新宿区内の小・中学校、高校の「総合的な学習の時間」を支援するため、「総合学習サポート事業」を立ち上げました。この事業の目玉は「インターンシップ【短期就業体験】」です。通常、インターンシップは大学生が対象となっていますが、小・中・高校生にまで対象を広げているのが大きな特色です。
- インターンシップに参加した高校生は、「こういった機会はめったにないので参加を希望した。」と意欲的な言葉が返ってきました。
- インターンシップを受け入れた企業は「可能な限り興味のあることを体験してもらいたいので、参加希望があれば事前に相談してほしい。」と語り、受け入れに積極的な姿勢を見せています。
- 東京商工会議所新宿支部は「インターンシップ」のほか「企業・工場見学」の受け入れに協力する同支部の会員企業とその内容について新宿区内の小・中・高校に情報提供し、事業所見学などの仲介役となってサポートしています。

## 目標4 特別な支援を必要とする子どもや家庭の自立を促進する基盤づくり

### 取組の方向

虐待を受けた子どもとその家庭、様々な理由から親と暮らすことのできない子どもたち、ひとり親の家庭、障害のある子どもなどには、子どもや家庭に対する一般的な支援に加え、特別な支援を必要とする場合があります。

このような状況を的確に把握した上で、子どもの健やかな育ちと自立を促進する観点から、子どもと家庭に対する支援を進めていきます。

#### (児童虐待防止)

先駆型子ども家庭支援センターや児童相談所、保健所・保健センター等の関係機関による、身近な地域の支援から広域的・専門的な支援までの、総合的な児童虐待防止体制を整えます。

こうした関係機関が連携し、児童虐待の未然防止から早期発見・早期対応、子どもの保護、保護者への支援、分離した家族の再統合、アフターケアまでの、一貫した取組を進めます。

#### (社会的養護)

親と一緒に暮らすことができない子どもたちが、家庭的な雰囲気の中で、地域との交流を持ちながら生活できる養育家庭やグループホームを拡充します。

施設や養育家庭で生活する子どもたちに対して、地域社会との交流や、日常生活における炊事・洗濯等の家事など、将来のひとり立ちに向けた様々な取組を行います。

#### (ひとり親家庭)

ひとり親家庭の親が、一定の安定した収入を得て、自立した生活ができるよう、母子家庭等就業・自立支援センターの機能を強化するなど、支援体制の充実を図ります。

身近な地域で気軽に相談できるしくみや、ひとり親家庭どうしの交流の場を整備するなど、様々な問題や悩みにきめ細かに対応できる体制を整えます。

#### (障害児施策)

障害のある人もない人も、お互いを尊重し、誰もが地域の中で自立した生活を送ることのできる社会の実現を目指し、障害児とその家族を支援するしくみを整備します。

学習障害や注意欠陥・多動性障害、自閉症等発達障害の子どもを含め、障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じた適切な支援を行います。

# 施策の体系

## (1) 児童虐待防止 対策の推進

- 新 要支援家庭の早期発見・予防事業（再掲）
- 先駆型子ども家庭支援センター事業（再掲）
- 新 子ども家庭総合センター（仮称）の整備（再掲）  
児童相談所の体制と取組の強化

## (2) 社会的養護を必要とする子どもへの自立支援対策の強化

- 養育家庭の拡充
- 新 家庭的養護推進モデル事業
- 養護児童グループホームの設置推進
- 児童福祉施設での取組の強化
- 児童福祉施設の改築等  
自立援助ホームの充実  
フレンドホーム事業

## (3) ひとり親家庭の自立の推進

- 母子家庭等就業・自立支援センターによる就業の支援  
母子家庭自立支援教育訓練給付金事業
- 母子家庭高等技能訓練促進費事業
- 母子家庭常用雇用転換奨励金事業  
東京しごとセンター事業  
公共職業訓練の実施
- 新 母子自立支援プログラム策定事業のモデル実施  
事例の収集と活用  
母子自立支援員の資質の向上（母子自立支援員研修）  
ひとり親家庭等電話相談事業  
ひとり親家庭総合支援事業  
ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業  
都営住宅の優先入居  
母子生活支援施設的环境改善等  
婦人相談所・婦人保護施設的环境改善等  
母子緊急一時保護事業  
児童扶養手当・児童育成手当・母子福祉資金貸付  
ひとり親家庭医療費助成

## (4) 障害児施策の充実

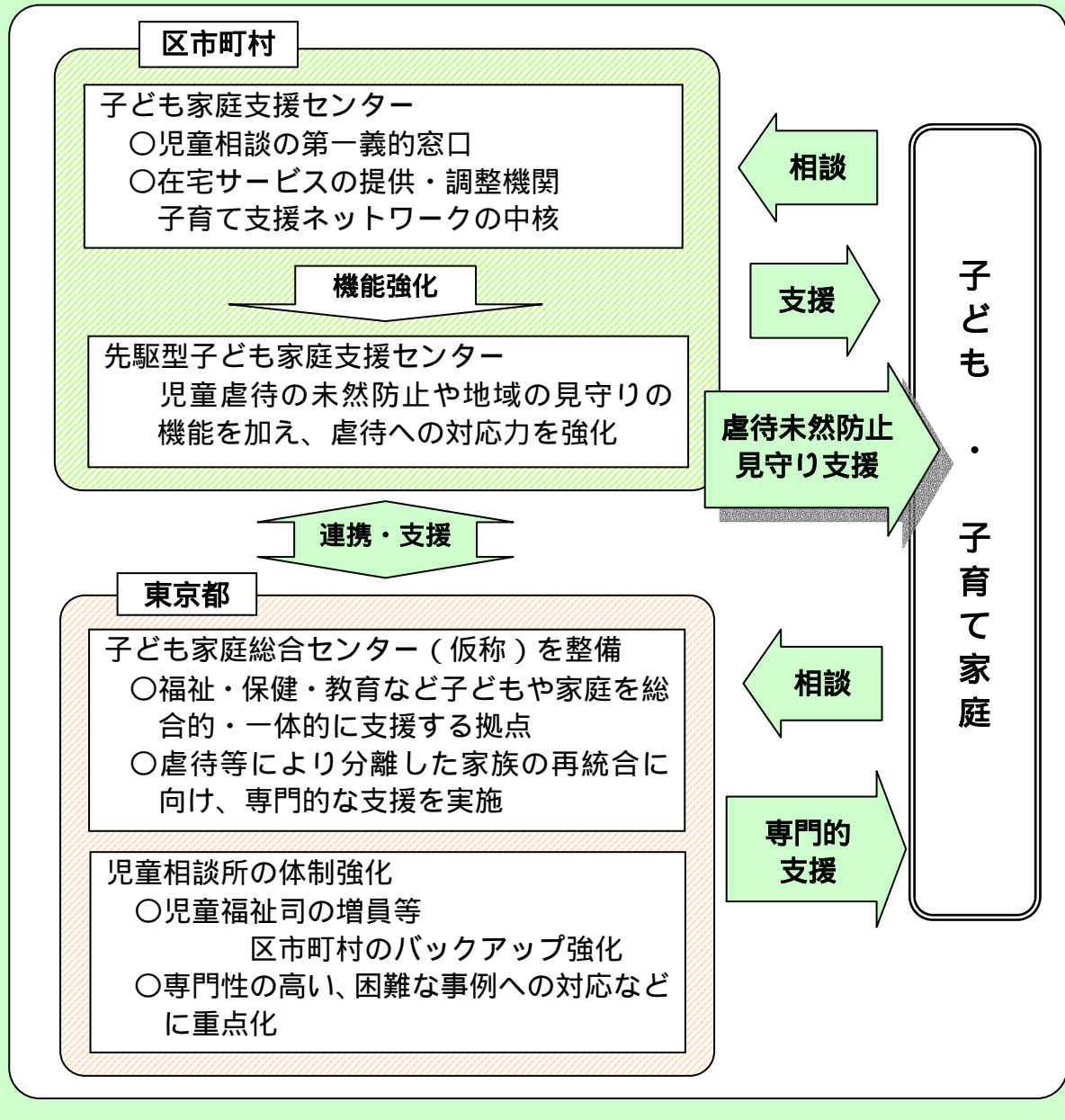
- 知的障害の軽い生徒を対象とした養護学校高等部の設置  
病弱養護学校高等部の設置  
中高一貫型ろう学校の設置  
教育開発委員会（心身障害教育）  
心身障害児理解教育の充実、学習障害児（LD）等の理解等
- 新 民間活力との連携による就労支援
- 新 教育課程改善委員会の設置
- 東部療育センターの整備  
心身障害者（児）短期入所事業（児童短期入所事業）  
児童デイサービス事業  
発達障害児等への支援の充実  
小児総合医療センター（仮称）の整備（再掲）  
知的障害児等相談支援事業/障害児（者）地域療育等支援事業  
私立盲・ろう・養護学校等経常費補助  
私立幼稚園障害児教育事業費補助

重点的取組 6 児童虐待防止対策の推進

先駆型子ども家庭支援センターと児童相談所、保健所、保健センター等が連携し、身近な地域での支援から広域的・専門的な支援まで、総合的な児童虐待防止体制を整えます。

児童虐待防止のための一貫した取組

都と区市町村が連携し、児童虐待の未然防止から早期発見・早期対応、子どもの保護、保護者への支援・指導、虐待により分離した家族の再統合、アフターケアまでの、一貫した取組を行います。





## 重点的取組 7 家庭的養護の拡充

様々な事情で親と一緒に暮らすことができない子どもたちが、家庭的な雰囲気の中で生まれ自立できるよう、養育家庭・グループホームによる少人数での家庭的養護を拡充します。

### 養育家庭の拡充と支援の強化

#### 養育家庭のサポートと養育力の向上

児童相談所による定期的な訪問など、きめ細かなサポートに取り組みます。

また、養育家庭の新規登録時・養育開始後の研修の充実や、相互交流・情報提供など養育力向上総合プログラムを実施し、養育家庭全体のレベルアップを図ります。

#### 新たな養育家庭の担い手の開拓

養育家庭制度の一層の普及啓発を図るため、ビデオ作成や養育家庭による体験発表会の内容を充実するなど、積極的に取り組んでいきます。

### グループホームの拡大

#### 設置の促進

家庭的養護を推進するため、児童養護施設でのグループホームの設置を進めます。

#### 多様な運営形態のグループホームの展開

施設が数か所のグループホームを運営するサテライト型や、児童自立支援施設の子どもを受け入れる提携型の試行等を含め、多様な運営形態のグループホームを展開し、設置促進を図ります。

### 現 状

施設での養護

85% (3,109人)

家庭的養護

15% (561人)

・養育家庭 318人

・グループホーム 243人

(平成17年2月)

家庭的養護

15%

561人

### 家庭的養護を推進

#### 養育家庭

- ・養育力向上総合プログラムの実施
- ・新たな担い手の開拓

#### グループホーム

- ・児童養護施設での設置促進
- ・多様なグループホームの展開

### 目 標

19年度までに  
家庭的養護を  
社会的養護の3割に

・養育家庭 420人

・グループホーム 600人

家庭的養護

3割

1,020人

## 重点的取組 8 ひとり親家庭の自立支援の推進

就業機会と安定した収入を確保するため、関係機関の連携により、就業に係る相談から講習会の実施、情報の提供など総合的な就業支援を行っていきます。また、地域の相談援助体制等の整備や子育て支援・生活の場の整備など、自立に向けた努力をサポートします。

### 自立支援の重点的取組

#### 安定就業の促進

就業経験に乏しい人の職業的自立を促すため、民間教育訓練機関等を活用し、職業訓練受講機会の確保を図るとともに、スキルアップや資格取得を支援するため、母子家庭等自立支援給付金事業の全区市町村での実施を促進します。

母子家庭等就業・自立支援センターは、無料職業紹介所の許可を取得し、就業情報の提供などを行います。また、東京しごとセンターやハローワーク、NPOなどと連携して就業を支援します。

#### 地域の相談援助体制の整備

区市町村の窓口において、ひとり親家庭からの様々な相談に的確に対応できるよう、母子自立支援員に対する研修を実施します。

### 自立支援の4つの柱

#### 就業支援

- ・状況に応じた就業への支援
- ・転職希望者等へのスキルアップ支援

#### 相談体制の整備

- ・地域での相談体制の確立
- ・母子自立支援員の援助力の向上

#### 子育て支援・生活の場の整備

- ・多様な働き方を支える子育て支援の推進
- ・安心して生活できる場の確保

#### 経済的な支援

- ・自立に向けた経済的支援
- ・養育費確保の支援

### 就業支援体制

#### 東京しごとセンター

#### ハローワーク

母子家庭等就業・自立支援センター  
情報提供、就業基礎研修、無料職業紹介

母子自立支援員  
・職業能力向上のための支援など

NPOなど地域の団体  
相談、就業支援、キャリア開発、養育費確保の支援

#### 母子福祉団体

- ・交流の場
- ・雇用機会の創出

## 目標 4 の事業一覧

### (1) 児童虐待防止対策の推進

#### 予防的な取組の充実

再掲	(新)要支援家庭の早期発見・予防事業	福祉保健局
* 57 ページ参照		
再掲	先駆型子ども家庭支援センター事業	【実施主体: 区市町村】 福祉保健局
* 56 ページ参照		

#### 発見後の対応体制の強化

再掲	(新)子ども家庭総合センター(仮称)の整備	福祉保健局
* 56 ページ参照		
89	児童相談所の体制と取組の強化	福祉保健局
<p>児童虐待をはじめ困難な問題を抱える家庭をより効果的に支援するため、子どもの保護、保護者の支援・指導、家族再統合、アフターケア等の取組や、区市町村や保健所等関係機関との連携を強化していきます。</p>		

### (2) 社会的養護を必要とする子どもへの自立支援対策の強化

#### 養育家庭の拡大と支援の強化

90	養育家庭の拡充	福祉保健局
<p>家庭的養護の推進を図るため、養育家庭に対する様々な支援と、新たな担い手の開拓等を行っていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所による定期的な訪問等、きめ細かなサポート</li> <li>・養育力の向上を図るための研修や情報提供などの充実(養育力向上プログラム)</li> <li>・ビデオ作成や養育家庭の体験発表会の充実など積極的な広報の実施</li> </ul> <p>16年度末 委託児童数 318人 (17年2月現在)</p> <p>事業目標 19年度までに家庭的養護(養育家庭及びグループホーム)を社会的養護の3割にする。(養育家庭委託児童数 420人)</p>		
91	(新)家庭的養護推進モデル事業	福祉保健局
<p>家庭的養護を推進するため、以下のようなモデル事業に取り組んでいきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定した乳児院において、乳幼児を養育家庭に委託した後のサポート方法の実践的検討や委託促進に向けたアンケート調査等の実施</li> <li>・指定した児童養護施設において、一施設が複数のグループホームを運営するグループホーム支援型施設運営を試行し、グループホームの在り方を検証</li> </ul>		

## グループホームの拡大

92	養護児童グループホームの設置推進	福祉保健局
<p>・家庭的養護を推進するため、高年齢児童のグループホームや児童自立支援施設との提携型グループホームの試行など、多様な運営形態のグループホームを実施します。</p> <p>・グループホームとして使用する住まいを確保するため、この制度について、家主協会等の理解と協力の促進を図ります。</p> <p>16年度末 41 ホーム 243人(17年2月現在)</p> <p>事業目標 19年度までに家庭的養護(養育家庭及びグループホーム)を社会的養護の3割にする。(グループホーム 100 ホーム 600人)</p>		
再掲	(新)家庭的養護推進モデル事業	福祉保健局
* 85 ページ参照		

## 自立支援の強化

93	児童福祉施設での取組の強化	福祉保健局
施設で生活する子どもたちの自立する力を高めるために、地域との交流や職場体験、生活寮内での食事づくりなど、自立に視点を置いた取組を強化していきます。		
94	児童福祉施設の改築等	福祉保健局
老朽化した施設について、利用児童の安全・安心の確保と居住環境の改善を図るため、需要動向も踏まえ、児童福祉施設の整備を計画的に進めます。		
95	自立援助ホームの充実	福祉保健局
児童養護施設や児童自立支援施設の卒園児等で、離職等により自立が困難となった者を支援するため、生活再建と再就職等の援助を行う自立援助ホームを充実します。		
96	フレンドホーム事業	福祉保健局
児童養護施設に入所している子どもを、フレンドホームとして登録した家庭に、夏休み・冬休みや土・日・祝日のうち、数日間預け、家庭生活の体験を通じた子どもの健やかな育成を図ります。		

### (3) ひとり親家庭等の自立支援の推進

#### 就業支援

97	母子家庭等就業・自立支援センターによる就業の支援等	福祉保健局
ひとり親家庭の就業による自立を支援するため、母子家庭等就業・自立支援センターが、無料職業紹介所の許可を取得して就職情報の提供等を行うほか、ひとり親家庭の自立促進講習会や相談指導者研修会を実施します。		
98	母子家庭自立支援教育訓練給付金事業 [実施主体:区市、町村については都]	福祉保健局
母子家庭の母親の就業を支援するため、教育訓練を受講した場合に、その経費の一部を給付する事業について、全区市町村での実施を促進します。 16年度末 8区市・13町村 事業目標(21年度) 都内全域での実施		
99	母子家庭高等技能訓練促進費事業 [実施主体:区市、町村については都]	福祉保健局
母子家庭の生活の安定に役立つ資格取得を促進するため、一定の訓練期間にかかる訓練促進費を支給して、負担の軽減を図る事業について、全区市町村での実施を促進します。 16年度末 6区市・13町村 事業目標(21年度) 都内全域での実施		
100	母子家庭常用雇用転換奨励金事業 [実施主体:区市、町村については都]	福祉保健局
母子家庭の母親の常用雇用を推進するため、短期間の有期雇用者として雇い入れた後、6か月以内に、OJT計画に基づく訓練を行った上で、常用雇用へ転換した事業主に対して、一時金を支給します。 16年度末 2区市・13町村 事業目標(21年度) 都内全域での実施		
101	東京しごとセンター事業	産業労働局
東京しごとセンターにおいて、一人ひとりの適性や状況を踏まえたきめ細かなカウンセリングや再就職支援セミナーを実施するほか、能力開発、職業紹介を行うことにより、就業を支援します。		
102	公共職業訓練の実施	産業労働局
技術専門学校において、求職者等を対象とし職業に必要な知識・技能を習得させるため、職業訓練を実施します。また、母子家庭の母親の職業的自立を促すため、民間教育訓練機関等を活用し、職業訓練受講機会の確保を図ります。		
103	(新)母子自立支援プログラム策定事業のモデル実施	福祉保健局
児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の職業的自立を促進するために、福祉事務所に自立支援プログラムを策定する母子自立支援プログラム策定員(仮称)を配置し、母子自立支援員との連携のもとにプログラムを策定の上、母子家庭等就業・自立支援センターやハローワークなどとも密接に連携して、就業に結びつく支援をモデル実施します。		

104	就業支援の事例の収集と活用	福祉保健局
<p>区市町村と連携して、各種助成金や職業訓練などを活用して、安定した就業により収入の確保を図った事例を収集、分析し、取りまとめ、それを活用して母子自立支援員の就業支援力の向上を図ります。</p>		

### 相談体制の整備

105	母子自立支援員の資質の向上(母子自立支援員研修)	福祉保健局
<p>身近な地域において、ひとり親家庭からの相談に的確に対応していくため、母子自立支援員の研修の内容を充実し、カウンセリングの精神や技法、サービスのコーディネートなど総合的な支援力の向上を図ります。</p>		
106	ひとり親家庭等電話相談事業	福祉保健局
<p>仕事や家事のために平日の相談が困難なひとり親家庭からの相談に対応するため、日曜日、祝日の電話相談を実施します。</p>		
107	ひとり親家庭総合支援事業	【実施主体:区市町村】 福祉保健局
<p>ひとり親家庭の自立を総合的に支援するため、地域の実情に応じて、柔軟に事業を実施する区市町村を支援します。</p> <p>(対象事業)</p> <p>1 ひとり親家庭専門相談事業                              2 母子家庭ファミリーホーム事業  3 母子緊急一時保護事業                                    4 ひとり親家庭資格取得講習授業料助成事業  5 緊急一時保護ホテル宿泊費助成事業                6 地区母子会活動助成事業  7 その他ひとり親家庭の自立支援に資すると認められる事業</p>		

### 子育て支援・生活の場の整備

再掲	ひとり親家庭総合支援事業	【実施主体:区市町村】 福祉保健局
<p>* 「 相談体制の整備」参照</p>		
108	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	【実施主体:区市町村】 福祉保健局
<p>家事や育児等の日常生活を営むのに著しく支障を来しているひとり親家庭に対し、一定の期間、家事や育児などを行うホームヘルパーを派遣する市町村を支援します。</p>		
109	都営住宅の優先入居	都市整備局
<p>ひとり親家庭の生活の場を確保するため、都営住宅あき家の当選倍率の優遇制度、ポイント方式による空き家住宅募集、母子アパートへの入居、母子生活支援施設特別割当等により、住宅を提供します。</p>		
110	母子生活支援施設的环境改善等	福祉保健局
<p>老朽化した施設について、利用者の安全・安心の確保と居住環境の改善を図るため、需要動向も踏まえ、施設の整備を計画的に進めます。</p>		

111	婦人相談所・婦人保護施設的环境改善等	福祉保健局
老朽化した施設について、利用者の安全・安心の確保と居住環境の改善を図るため、需要動向も踏まえ、施設の整備を計画的に進めます。		
112	母子緊急一時保護事業	福祉保健局
緊急に保護の必要な母子家庭等を一時保護し、その安全・安心の確保するため、緊急一時保護事業を実施します。		

### 経済的な支援

113	児童扶養手当・児童育成手当・母子福祉資金貸付	福祉保健局
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 母子家庭等に対する児童扶養手当の支給、ひとり親家庭に対する児童扶養手当の支給により、ひとり親家庭を経済的に支援します。</li> <li>○ 母子家庭等に対し、母子福祉資金の貸付を実施し、母子家庭等を経済的に支援します。事業開始、事業継続、修学、技能習得、修業、就職支度、医療介護、生活、住宅、転宅、就学支度、結婚、特例児童扶養の13種類</li> </ul>		
114	ひとり親家庭医療費助成	【実施主体:区市町村】 福祉保健局
ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、医療費の自己負担分の助成を行う区市町村を支援します。		

## (4) 障害児施策の充実

### 特別支援教育の展開

115	知的障害の軽い生徒を対象とした養護学校高等部の設置	教育庁
<p>軽度の障害児の自立を促進するため、養護学校高等部を設置します。</p> <p>16年度末 事業目標(22年度) 3校</p>		
116	病弱養護学校高等部の設置	教育庁
<p>病弱養護学校高等部を設置することにより、慢性疾患等により継続的な医療や生活上の規制を必要とする生徒に、後期中等教育に適した教育環境を整備します。</p> <p>16年度末 事業目標(21年度) 高等部1校</p>		
117	中高一貫型ろう学校の設置	教育庁
<p>大学等への進学や資格取得に必要な学力や能力を身に付けることに重点を置いた教育を行うため、中学部、高等部の6年間を見通した教育課程による中高一貫型教育を行うろう学校を設置します。</p> <p>16年度末 - 事業目標(21年度) 1校</p>		

118	教育開発委員会(心身障害教育)	教育庁
<p>学習指導要領は、基礎的な内容の確実な習得を図り、自ら学び自ら考えるなどの「生きる力」を育成することを基本的なねらいとしています。そのねらいを実現するため、現在の学校教育の課題となっている個に応じた指導と評価の在り方に焦点をあて、研究開発します。</p>		
119	心身障害児理解教育の充実、学習障害児(LD)等の理解等	教育庁
<p>心身障害児理解教育を一層充実するため、都立盲・ろう・養護学校が教員の専門性や施設・設備を生かした地域支援の心身障害教育のセンターとしての役割が果たせるシステムを構築するとともに、交流及び共同学習の推進を図ります。</p> <p>また、学習障害(LD)等についても、講習会の開催や指導資料作成等により、教職員の理解を深め、指導内容・方法の改善・充実を図ります。</p>		
120	(新)民間活力との連携による就労支援	教育庁
<p>企業やNPO法人等と連携し、都立盲・ろう・養護学校の生徒の職業的自立を積極的に支援するため、専門家を活用した職業教育の充実や学校版ジョブコーチの導入などを行います。</p>		
121	(新)教育課程改善委員会の設置	教育庁
<p>中高一貫型ろう学校、障害が軽度の生徒のための知的養護学校など新たなタイプの学校の設置等に備えるため、個別の教育支援計画の作成・実施に向けた、専門的かつ弾力的な教育課程のあり方、指導計画の作成に関する研究を行います。</p>		

### 福祉・保健・医療などの機関の連携による支援

122	東部療育センターの整備	福祉保健局
<p>区東部地域に東部療育センターを整備し、常時医療的ケアが必要な重症心身障害児(者)の施設入所待機者の解消を図るとともに、在宅重症心身障害児(者)に対する通所等の支援を強化します。</p> <p>16年度末 -</p> <p>事業目標(17年度 一次開設) 入所・入院 60床、外来診療1日当たり90人 (18年度 全面開設) 入所・入院120床、外来診療1日当たり100人 通所事業1日当たり30人</p>		
123	心身障害者(児)短期入所事業(児童短期入所事業) [実施主体:区市町村]	福祉保健局
<p>保護者の疾病、冠婚葬祭、休息又は本人の生活訓練等、一時的に介護が困難になる場合等に対応するため、必要に応じて短期間の保護を行います。</p>		
124	児童デイサービス事業 [実施主体:区市町村]	福祉保健局
<p>障害児が日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適應することができるよう、指導及び訓練を行います。</p>		



125	発達障害児等への支援の充実	福祉保健局
<p>(新)発達障害者支援体制整備事業          発達障害児(者)に対する支援体制の整備を図るため、検討委員会を設置します。          また、発達障害に対する理解を促進するため、普及啓発活動を推進します。</p> <p>自閉症・発達障害支援センター運営事業          自閉症児(者)とその家族に対する支援を推進するため、相談支援事業、療育支援事業、          就労支援事業及び関係施設・関係機関等に対する普及啓発・研修事業を実施します。</p>		
再掲	小児総合医療センター(仮称)の整備	病院経営本部
<p>* 60ページ参照          「こころ」の専門診療部では、精神科の専門家を配置し、自閉症などの広汎性発達障害、          注意欠陥・多動性障害(ADHD)、学習障害(LD)など、様々な障害をもつ幼児期から思          春期までの小児を対象とした医療を提供します。</p>		
126	知的障害児等相談支援事業/障害児(者)地域療育等支援事業	福祉保健局
<p>知的障害児(者)、重症心身障害児(者)等に対する療育指導や相談等を充実するため、指          定した施設において、次の事業を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問・通所による相談・指導やコーディネーターによるサービス提供に係る援助、調整等</li> <li>・ボランティアの育成や啓発活動</li> <li>・心身障害児通園事業及び障害児保育を行う保育所等の職員に対する、療育に関する技術          指導</li> </ul>		

### 私立学校への支援

127	私立盲・ろう・養護学校等経常費補助	生活文化局
<p>私立盲・ろう・養護学校等における障害児教育の振興・発展及び保護者の負担軽減を図る          ため、その経費の一部を補助します。</p>		
128	私立幼稚園障害児教育事業費補助	生活文化局
<p>私立幼稚園における障害児教育の振興・発展及び保護者の負担軽減を図るため、その経費          の一部を補助します。</p>		



コラム 地域の取組

家庭的養護の推進（養育家庭）  
第50回全国里親大会で実施した「子ども作文コンクール」  
で表彰された作品です。

～一度会って話してみたい～  
けっきょく私は捨てられたの？ どうして？ 健康に生まれてきたのに  
一度会ってみたい でも今、私は幸せ  
世界一やさしいお父さん 日本一やさしいお母さん ちょっとかわいい妹  
友達と遊んだり 学校も楽しい  
今年は泊まりで ディズニーランドとディズニーシーへ 家族と行ったんだ  
私は生まれてきて 良かったと思っている  
お母さんも私を生んだこと 後悔しないでね 幸せになっていてね  
私の夢は看護師になること 夢と希望を持って大人になりたい  
私が大人になったら 一度会って話してみたい

コラム 地域の取組

**ひとり親家庭への支援**

「1人で悩まないで相談してください」

～ ひとり親家庭当事者の NPO が支援します ～

ひとり親家庭、そのなかでも離婚によるひとり親家庭が増えています。

「離婚は自分で決めたんでしょ」という周囲の目があり、その悩みをなかなか相談できません。

NPO 法人しんぐるまざあず・ふぉーらむと NPO 法人 WINK は、ひとり親家庭の当事者が中心となって活動をしています。

相談事業や就業支援、そして、最近は、子どもの養育費の確保に関して独自の活動を展開しています。

1人で悩まないで相談してください。

**NPO 法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ**

03 - 5995 - 3711 月曜日 18:30～20:30

**NPO 法人 WINK**

04 - 7142 - 3233 火・金曜日 13:00～17:00

### ひとり親家庭への支援

一人ひとりにきめ細やかなバックアップ  
～ NPO による多彩な活動 ～

再就職で悩んでいる人、転職のことで悩んでいる人、経済的に自立したい人を支援し、多彩なプログラムでひとり親家庭の母等の支援を目指して、NPO 法人 WING21 は活動しています。

就業支援 IT 講座、PC 実践講座、インターネット活用講座、自習講座、就職塾などの多彩なプログラムであなたを支援します。

社会貢献を目指す企業と連携したきめ細かな支援を実施しています。

#### 就労支援講座情報の提供

03 - 3235 - 8770 10:00 ~ 16:00  
(不定期、不在時には留守番電話で対応しています)

## 目標5 子どもの安全・安心の確保と 子育てを支援する環境づくり

### 取組の方向

子どもたちが犯罪の被害者になる事件が多発しており、子どもたちが安全に遊び、過ごせるまちづくりはますます重要な課題となっています。また、子育て家庭が安心して生活できる住まいや都市整備も必要です。

子どもを犯罪等の被害から守るための活動、良質な居住環境の確保、安心して外出できる環境の整備などに取り組んでいきます。

#### (犯罪等の被害防止・非行防止等)

子どもや保護者に対する防犯教室、セーフティ教室を拡大して実施するなど、学校と家庭や地域社会、関係諸機関との連携を強化し、子どもたちを犯罪や有害な環境から守るとともに、非行防止の活動に社会全体で取り組みます。

インターネットの利用環境の整備や、薬物乱用防止対策など、有害な情報・環境から子どもを守るための総合的な取組を推進します。

#### (交通安全の確保)

- 区市町村・警察・教育委員会等が協力し、子どもたちが交通ルールや交通マナーをしっかりと身につけることができるよう、交通安全教育を充実します。

子どもや子ども連れの親等が安全で安心して通行することができるように、道路交通環境を整備します。

#### (質の高い住宅と居住環境の確保)

都営住宅における若年ファミリー世帯・多子世帯等の入居機会の拡大や、職住近接などの居住ニーズに対応した民間賃貸住宅の供給促進など、ファミリー世帯の住宅ニーズに対応していきます。

「化学物質の子どもガイドライン」を活用し、いわゆるシックハウス等、居室内の有害化学物質による影響への懸念に対応するなど、子どもを安心して育てることのできる居住環境の整備を進めます。

#### (安心して外出できるまちづくり)

道路や公園、交通機関、公共的施設など、子どもや子ども連れの家族、障害のある子どもたちをはじめ、だれもが安心して快適に都市施設等を利用し、外出できるよう、まちづくりを進めます。

## 施策の体系

### (1) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

防犯教室の実施  
電子メールなどを活用した情報の発信  
セーフティ教室の実施、充実  
新 次世代育成支援緊急対策総合補助（再掲）  
スクールサポーター制度（再掲）  
「子ども110番の家」活動の支援  
新 青少年の健全な育成に関する条例の運用  
新 インターネットの利用環境の整備  
学校における情報モラルの育成  
薬物乱用防止対策の強化

### (2) 子どもの交通安全を確保するための取組の推進

交通安全教育の普及促進  
区市町村交通安全教育担当者実務講習  
高校生用交通安全教育資料など  
チャイルドシートなどの正しい着用についての普及啓発  
○ 歩車分離式信号機の導入  
歩行者感应式信号機等の整備  
あんしん歩行エリアの整備  
○ 骨格幹線道路、地域幹線道路の整備

### (3) 良質な住宅と居住環境の確保

都市型民間賃貸住宅供給事業  
住宅困窮度に応じた入居者選定方式の実施  
若年ファミリー世帯への入居機会の拡大  
地域開発整備事業  
都市居住再生促進事業  
シックハウス対策

### (4) 安心して外出できる環境の整備

ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり推進モデル事業  
○ 鉄道駅エレベーター等整備事業  
○ 駅施設のバリアフリー化  
（エレベーター、エスカレーターの設置）  
○ 駅施設のバリアフリー化（だれでもトイレの設置）  
新交通システムの整備  
交通バリアフリー法に係る調査業務  
ノンステップバスの導入  
利用しやすい公園の整備  
歩道の整備・改善  
連続立体交差事業

## 重点的取組 9 子どもを有害な情報・環境から守る取組の推進

インターネット利用環境の整備、薬物乱用防止対策など、有害な情報・環境から子どもを守るために、総合的な取組を推進します。

### インターネット利用環境の整備

インターネットによる有害な情報の氾濫から子どもを守るため、行政、学校、事業者が連携した取組を進めます。

保護者向けガイドブックの作成やセミナーの実施、子どもに対する情報モラル教育の実施、都内のプロバイダへの協力要請などに取り組みます。

### セーフティ教室による非行防止・犯罪被害防止教育の充実

16年度から公立小・中・高校で実施しているセーフティ教室に、警察官、保護司、児童委員、弁護士、企業経営者など地域の方々の協力を得て、子どもを犯罪に巻き込まないための取組を一層強化していきます。

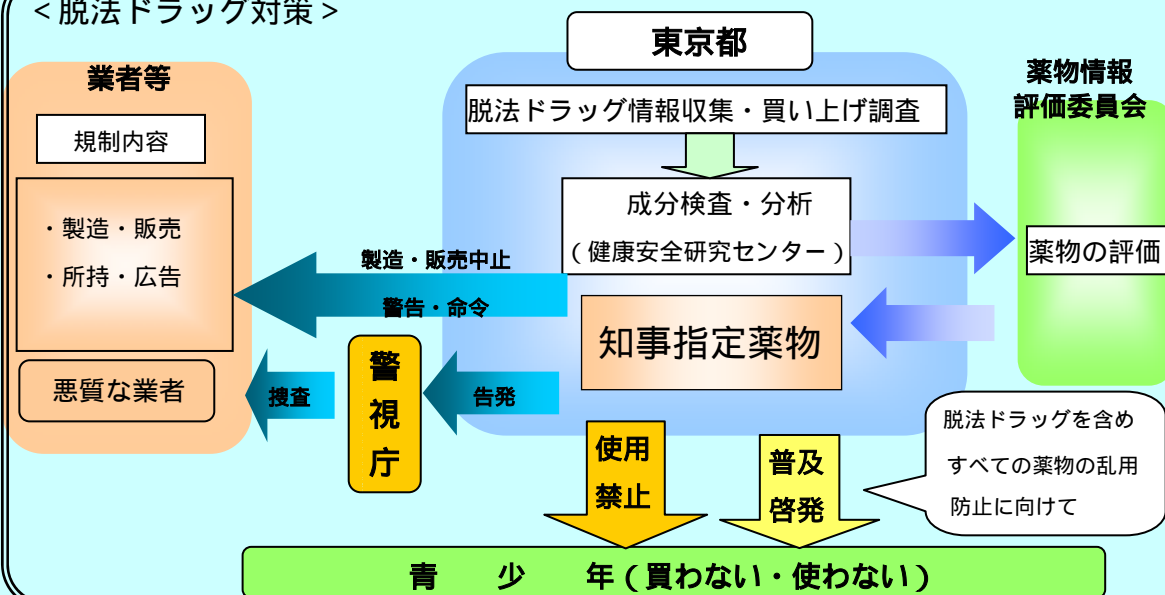
### 薬物乱用防止対策の強化

麻薬・覚せい剤の取締りなどの対策に加え、法規制の網を逃れてきたいわゆる「脱法ドラッグ」の規制を導入するなど、薬物乱用防止を強化します。

全国に先駆けて、「東京都薬物の濫用防止に関する条例」を制定し、知事指定薬物の製造・販売等を規制し、脱法ドラッグの監視・指導を強化します。

「買わない」「使わない」意識を浸透させるため、青少年を中心とした普及啓発活動を展開します。

### <脱法ドラッグ対策>



重点的取組 10 安全・安心の子育て支援の基盤整備

次世代育成支援行動計画の初年度に当り、都として独自の緊急補助制度により、区市町村の子育て支援の基盤整備を支援します。

次世代育成支援緊急対策総合補助制度

子ども施設の安全・安心を実現します

子育て支援施設への非常警報装置などの設置

対象施設 学童クラブ、子育てひろば、子ども家庭支援センター

子育て支援施設室内の化学物質の濃度測定及び低減化対策

対象施設 認可保育所、認証保育所、学童クラブ、児童館等

すべての子育て家庭に対する支援策を進めます

常設ひろばの整備

在宅サービス提供施設の整備  
一時保育、トワイライトステイ、ショートステイなど実施するための施設

公共施設等における子育てバリアフリーの推進

例 託児、授乳、おむつ換え等のスペース設置

父親の子育てを支援  
子育てに参加しやすい環境づくり

保育サービスの質の向上を図ります

保育室から認証保育所B型への移行促進

家庭的保育の推進・拡充に向けて家庭福祉員を増員

青少年の放課後拠点を確保します

中高生の放課後の安全な居場所（児童館等）の整備等

身近な地域の  
子育て支援の基盤整備  
が促進

地域で安全・安心の子育て



## 目標 5 の事業一覧

### (1) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

#### 犯罪等の被害防止

129	防犯教室の実施	警視庁
<p>子ども自身が防犯意識を持ち、いざという時に自分自身で身を守ることができるようにするため、警察や学校等の関係機関が連携を図り、子どもや保護者を対象とした参加・体験・実践型の防犯教室を実施します。</p>		
130	電子メールなどを活用した情報の発信	警視庁
<p>子どもに対する声掛け事案等の発生状況や防犯対策を電子メールや警視庁ホームページで発信し、都民の自主防犯意識の向上と自主防犯行動の促進を図ります。</p>		
131	セーフティ教室の実施、充実	教育庁
<p>学校と家庭や地域社会、関係諸機関とが連携を強化して、児童・生徒を犯罪から守るとともに非行防止を図って健全育成を推進するため、平成 18 年度までに都内全公立学校でセーフティ教室を実施します。</p>		
再掲	(新)次世代育成支援緊急対策総合補助	[実施主体: 区市町村] 福祉保健局
* 58 ページ参照		
再掲	スクールサポーター制度	警視庁
* 61 ページ参照		
132	「子ども110番の家」活動の支援	警視庁
<p>子どもを犯罪から守り安全を確保するために、都内約 11 万箇所設置されている「子ども110番の家」(住宅・店舗、車両)活動を充実します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動マニュアルの作成、配布</li> <li>・統一マーク「警視庁子ども110番マーク」の配布等による各地域の活動支援</li> </ul>		

## 子どもを取り巻く環境対策の推進

133	青少年の健全な育成に関する条例の運用	生活文化局
<p>青少年の健全な育成を図るため、以下のことに取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・優良映画の推奨</li> <li>・不健全図書類の指定(図書、ビデオテープ)</li> <li>・立入調査(書店、コンビニ等図書類販売店、深夜立入制限施設、雑誌等自動販売機等)</li> <li>・有害広告物の行政指導</li> <li>・青少年健全育成功労者等表彰及び青少年育成協力者等感謝状贈呈</li> </ul> <p>平成17年3月改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットの有害情報への対応(青少年がインターネットを適正に利用できる環境の整備)</li> <li>・青少年の性に対する関わり方(青少年に慎重な行動を促す環境を整備)</li> <li>・青少年に対する保護者の養育のあり方(青少年を健全に育成するための保護者の責務を明らかにする)</li> </ul>		
134	(新)インターネットの利用環境の整備	生活文化局
<p>インターネットや携帯電話の有害情報から子どもを守るために、保護者向けガイドブックを作成・配布するとともに、セミナーの開催、プロバイダ等事業者への協力要請等を行います。</p>		
135	(新)学校における情報モラルの育成	教育庁
<p>児童・生徒の情報モラルを育成するために、次の取組を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「インターネットを適切に活用するための指導資料」を活用した指導を実施します。</li> <li>・「インターネット親子セキュリティ講座」及び情報モラル出前授業を実施します。</li> <li>・教員対象の「情報モラル研修」を実施します。</li> </ul>		
136	薬物乱用防止対策の強化	福祉保健局
<p>薬物乱用を防止するため、全国に先駆けて脱法ドラッグを規制する条例を制定し、監視・指導を強化すると共に、「買わない」「使わない」意識を浸透させるため、青少年を中心とした普及啓発活動を展開します。</p>		

## (2) 子どもの交通安全を確保するための取組の推進

### 交通安全を確保するための活動の推進

137	交通安全教育の普及促進	警視庁
<p>子どもが正しい交通安全意識を身につけるために、幼稚園・小学校・中学校・高校の教室等において、成長に合わせた段階的かつ体系的な参加・体験・実践型の交通安全教育を行います。</p>		
138	区市町村交通安全教育担当者実務講習	生活文化局
<p>区市町村教育担当者が適切な安全教育を実施できるよう、交通安全教育の専門家を招き、必要な知識等を体験的、実践的に学べる講習会を開催するとともに、警視庁交通安全指導所等において、自転車の点検の仕方や自転車の安全な乗り方、横断訓練などの講習会を実施します。</p>		

139	高校生用交通安全教育資料など	教育庁
<p>都立高校の生徒の交通安全意識を高めるために、春と秋の全国交通安全運動に合わせて、交通安全のパンフレットを作成・配布します。</p> <p>また、前年度に発生した都立高校の生徒の交通事故を調査・分析し、その原因や学校生活への影響等を研究した成果を掲載した交通安全資料「指導事例集」を作成し、生徒への指導に有効に活用します。</p>		
140	チャイルドシートなどの正しい着用についての普及啓発	警視庁 生活文化局
<p>子どもの安全を確保するために、以下のことを取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもと保護者が一緒に学ぶことができる参加・体験・実践型の交通安全教室を開催します。(警視庁)</li> <li>・新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、広報車等、各種広報媒体を活用してチャイルドシートの着用意識を高め、正しい着用の徹底を図ります。(警視庁)</li> <li>・チャイルドシート着用講習会を実施するとともに、区市町村、官公署、学校、団体等を対象とするシートベルト体験車の貸出事業を行い、チャイルドシートの着用推進を図ります。(警視庁・生活文化局)</li> <li>・自転車の幼児用座席に乗車させた幼児の安全対策及び幼児用ヘルメットの着用促進を図ります。(生活文化局)</li> </ul>		

### 安全な道路交通環境の整備

141	歩車分離式信号機の導入	警視庁
<p>近くに公園などがあり、子どもの利用機会が多い交差点の信号機を対象に、信号制御機を更新又は改造し、歩行者と車両の交錯を防止します。</p> <p>16年度末 42か所 事業目標(21年度) 平成17年度は既存の整備計画の枠内で実施、平成18年度以降は平成17年度の実施結果及び実態調査結果を踏まえて策定</p>		
142	歩行者感応式信号機等の整備	警視庁
<p>近くに公園などがあり、子どもの利用機会が多い主要幹線道路上の交差点の信号機に青時間延長機能を付加して、子どもの安全確保を推進します。</p> <p>16年度末 42か所 事業目標(21年度) 平成17年度は既存の整備計画の枠内で実施、平成18年度以降は平成17年度の実施結果及び実態調査結果を踏まえて策定</p>		
143	あんしん歩行エリアの整備	警視庁
<p>歩行者及び自転車利用者の安全な通行を確保するため、指定を受けた都内26地区において、公安委員会と道路管理者が連携して、交通規制の見直しや交通安全施設の整備等、死傷事故抑止対策を集中的に行います。</p>		
144	骨格幹線道路、地域幹線道路の整備	建設局
<p>4車線以上道路と、区部外周部および多摩地域の車道幅の広い2車線の都市計画道路を中心とした骨格幹線道路網を整備するとともに、これらと一体となって道路網を形成し、地域生活を支える地域幹線道路を整備します。</p>		

### (3) 良質な住宅と居住環境の確保

#### ファミリー世帯のニーズへの対応

145	都市型民間賃貸住宅供給事業	都市整備局
<p>職住近接などのファミリー世帯の居住ニーズに対応するため、利便性の高い地域を対象として、防犯対策・バリアフリーにも配慮した質の高い民間賃貸住宅の供給を促進します。</p>		
146	住宅困窮度に応じた入居者選定方式の実施	都市整備局
<p>住宅に困窮している多子世帯が、「多子世帯ポイント方式募集」や「多子世帯優遇抽選制度」を活用し、一般より優先・優遇的に都営住宅に入居できるよう、入居者の選定を実施します。</p>		
147	若年ファミリー世帯への入居機会の拡大	都市整備局
<p>入居期限を10年以内とする期限付きの入居募集方式である「都営住宅定期使用住宅募集」や一般募集とは別枠で行う「都営住宅ファミリー向け募集」を通して、若年ファミリー世帯の入居の機会を拡大します。</p>		

#### 安全で安心して子育てができる居住環境の整備

148	地域開発整備事業	都市整備局
<p>都営住宅の建設に伴い、必要となる道路・公園等の公共施設や保育所・児童館等の公益的施設を、「地域開発要綱」に基づき、整備することにより、良好な市街地の形成や生活環境の向上を図ります。</p>		
149	都市居住再生促進事業	都市整備局
<p>都市型の居住機能の再生に役立つと認められる建替を行う民間事業者に対し、区市町が補助を行う場合、都が事業費の一部を補助します。</p>		
150	シックハウス対策	福祉保健局
<p>化学物質による子どもの健康への影響を予防するため、庁内で組織する「居室内の有害化学物質に関する連絡会議」などにおいて、関係局が連携し、「化学物質の子どもガイドライン」（室内空気編）を活用した室内環境保健対策を推進します。</p>		

### (4) 安心して外出できる環境の整備

#### ユニバーサルデザインを基本にしたまちづくり

151	ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり推進モデル事業 【実施主体: 区市町村】	福祉保健局
<p>地域において、すべての人がいきいきと暮らせるまちづくりを進めるため、福祉のまちづくりに関する新たな課題に取り組み、先駆的な福祉のまちづくりのモデルを実現しようとする区市町村の取組を支援します。</p>		

## 駅施設や交通機関のバリアフリー化

152	鉄道駅エレベーター等整備事業	[実施主体: 区市町村]	福祉保健局
<p>鉄道駅における円滑な移動経路を確保するため、エレベーター等を整備する事業者に対する区市町村の取組を支援します。(交通局・東京メトロを除く)</p> <p>16年度末 126 駅(各年度における補助対象駅の合計)</p> <p>事業目標(22年度) エレベーター等が必要な都内全駅に整備</p>			
153	駅施設のバリアフリー化(エレベーター、エスカレーターを設置)		交通局
<p>都営地下鉄駅を、すべての人が円滑に利用できるように、エレベーターによりホームから地上まで1ルートを確認し、バリアフリー化を推進します。</p> <p>16年度末 64 駅/106 駅</p> <p>事業目標(18年度) 77 駅/106 駅 *平成22年度までに原則としてエレベーターにより1ルートを確認する。</p> <p>同様に、エスカレーターを設置し、バリアフリー化を推進します。</p> <p>16年度末 103 駅 747 基</p> <p>事業目標(18年度) 103 駅 765 基</p>			
154	駅施設のバリアフリー化(だれでもトイレの設置)		交通局
<p>車いす利用の人、乳幼児を連れた人、オストメイトの人など、すべての人が利用できるように、都営地下鉄の駅に、「だれでもトイレ」を設置します。</p> <p>16年度末 100 駅/106 駅</p> <p>事業目標(18年度) 全駅に整備</p>			
155	新交通システムの整備		建設局
<p>東京臨海新交通(ゆりかもめ)延伸部及び日暮里・舎人線の整備に当たっては、高架構造で駅施設は立体的に構築されることから、乗降時に誰でも円滑に利用できるよう、エレベーター・エスカレーターを設置するなど、バリアフリー化を推進します。</p>			
156	交通バリアフリー法に係る調査業務		都市整備局
<p>交通バリアフリー法に規定する、区市町村による基本構想等の作成について、ノウハウの提供等必要な協力を行い、旅客施設周辺のバリアフリー化を推進します。</p>			
157	ノンステップバスの導入		交通局
<p>すべての人が円滑に乗降できるように、今後購入するバスは、すべてノンステップバスとします。</p>			

## 道路や公園等のバリアフリー化

158	利用しやすい公園の整備		建設局
<p>都立公園・庭園を、すべての人が円滑に利用できるように、「東京都福祉のまちづくり条例」に基づき、同条例「施設整備マニュアル」に沿って、対象施設の、出入口、駐車場、園路、傾斜路、階段、ベンチ、水飲み、便所、案内標示、手すりなどを整備します。</p>			

159	歩道の整備・改善	建設局
<p>歩行者と自転車が混在する道路でバリアフリーに対応した歩道の整備を推進し、歩行者等を交通事故から守るとともに、快適な歩行空間の形成を図ります。</p> <p>また、現道の補修に併せ、歩道の拡幅や電柱の移設、段差・勾配の改善により、歩行空間の確保・改善を行います。</p>		
160	連続立体交差事業	建設局
<p>歩行者の安全や道路交通の円滑化などを図るため、鉄道の立体化を行い、踏切を除却するとともに、立体化に伴う駅施設の改修に併せバリアフリー化を進めます。</p>		

## コラム 地域の取組

### 子育て支援マンション認定制度（墨田区）

～安心して子育てできる環境を住宅施策の面でも整備します。～

都心回帰が進み新築マンションの建設が増加している墨田区では、平成15年1月から、建築・設備と管理運営との両面で子育てしやすい工夫がなされた民間のマンション等を区が認定する制度を設けました。

認定基準を満たしたマンションに対しては、区がPR等に積極的に協力するとともに、定期的な子育て相談の実施や親子交流の場づくり、子育てに関する講座や子ども向けの講座等を実施する場合の講師の派遣などの支援を行います。

一定の面積以上の遊戯室「キッズルーム」や、遊具を備えたオープンスペース「プレイロット」など、子育てのための施設を共有部分に整備する場合には、費用の一部を助成します。

第一号認定マンションの子育て世帯（小学生以下の子どもがいる。または予定している世帯）は40%で、前年の同区のマンションの子育て世代10%を大幅に上回っています。

## コラム 地域の取組

### 公園づくりワークショップ（新宿区）

～遊び場に子どもの声を～

新宿区は、区内の公園の改修計画に子どもたちの意見を反映させるため、子どもたちを中心とした「公園づくりワークショップ」を実施しました。

老朽化した公園の改修にあたり、行政の視点だけでなく、子どもや地域の方の意見を聞き、皆に親しまれ使いやすい公園に改修しようとワークショップを企画しました。新宿区では初めての試みです。

平成16年度の対象公園は、開園後約30年が経過し、遊具の老朽化が目立つ区立あかね児童遊園（新宿区西落合一丁目）としました。

新宿区では、実際に利用する小学生を中心とした「子ども」と「大人」の2つのワークショップを開催し、双方の参加者による公開討論会で改修案をまとめました。この改修案に基づき、平成17年3月、新しい公園に生まれ変わりました。

今後も、公園の整備改修に当たっては、住民との協働の視点を重視し、子どもの参画の機会の拡大を図っていきます。